

官報

号外 平成元年十月三十一日

○第百十六回

衆議院會議錄 第六号

平成元年十月三十一日(火曜日)

午後二時 本会議

平成元年十月三十一日

午後六時三分開議

○議長(田村元君) これより会議を開きます。

○議長(田村元君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。
次に、公害健康被害補償不服審査会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村元君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○本日の会議に付した案件
検査官任命につき同意を求めるの件
科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件

○宇亩開発委員会委員任命につき同意を求めるの件
公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

○運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件
内閣から、

○議長(田村元君) お詫びいたします。

員会委員及び運輸審議会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔賛成者起立〕

〔中西啓介君登壇〕

○中西啓介君 大だいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

この法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、給与所得控除の最低控除額を引き上げる等所要の改正を行おうとするもので、以下、その大要を申し上げます。
まず、主としてパート所得者の税負担軽減の見地から、パート所得者に所得税が課税されない給与の収入限度額を八万円引き上げ百万円とするにし、給与所得控除の最低控除額を五十七万円から六十五万円に引き上げる改正を行ふことにしております。

次に、内職所得者について、パート所得者との均衡を考慮して、必要経費の最低保障額を五十七万円から六十五万円に引き上げる改正を行ふことにしております。

なお、施行期日は公布の日とすることにして、平成元年分以後の所得税について適用することにております。

以上がこの法律案の概要であります。
本案につきましては、本日橋本大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終了の後、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申上げます。(拍手)
まず、検査官、科学技術会議議員、宇亩開発委員長の報告を求めます。大蔵委員長中西啓介君。

○議長(田村元君) 採決いたします。
本來は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村元君) 御異議なしと認めます。よつて、本來は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(田村元君) 本日は、これにて散会いたします。

午後六時八分散会

平成元年度第一・四半期における予算使用の状況
一、去る二十七日、内閣から次の報告書を受領しました。
(政府委員承認)
一、去る二十日、田村議長は、海部内閣総理大臣申し出の次の者を、第百十六回国会政府委員に任命することを承認した。

消防庁次長 大島 満

辞任

補欠

辞任

辞任

補欠

伊藤 英成君

江口 一雄君

野田 級君

川端 達夫君

小川 一彦君

辻 一彦君

大久保直彦君

井上 和久君

水谷 弘君

安藤 嶽君

吉川 雅司君

辻 一彦君

大久保直彦君

井上 和久君

水谷 弘君

大矢 卓史君

高橋 一郎君

大矢 卓史君

大久保直彦君

辻 一彦君

大久保直彦君

玉沢徳一郎君

野田 級君

玉沢徳一郎君

大久保直彦君

辻 一彦君

大久保直彦君

高橋 一郎君

高橋 一郎君

高橋 一郎君

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員 辞任 補欠 野田 級君 渡辺 秀央君 上原 康助君 小林 恒人君
大蔵委員 辞任 補欠 伊藤 英成君 川端 達夫君 伊藤 英成君 伊藤 英成君 伊藤 英成君 伊藤 英成君
農林水産委員 辞任 金子 満広君 山原健一郎君 金子 満広君 金子 満広君 金子 満広君 金子 満広君 金子 満広君 金子 満広君
通信委員 辞任 野田 級君
建設委員 辞任 阿部未喜男君 井上 普方君
消防庁次長 辞任 井上 普方君
科学技術委員 辞任 小林 恒人君 上原 康助君
決算委員 辞任 正森 成二君 金子 満広君
（応召議員） 辞任 小川 国彦君
北海道第二区選出 辞任 小川 国彦君
五十嵐匡二君 辞任 小川 国彦君
不破 哲三君 辞任 小川 国彦君
矢島 恒夫君 辞任 小川 国彦君
一、去る二十四日、内閣から次の報告書を受領しました。
(報告書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の報告書を受領しました。
日本国有鉄道改革法附則第四項の規定に基づく
昭和六十三年度における日本国有鉄道の改革に
関する施策の実施の状況に関する報告書
一、去る二十六日、内閣から次の報告書を受領しました。

議院運営委員会

辞任

補欠

虎島 和夫君 園田 博之君 虎島 和夫君

法律案(内閣提出第一号)

大蔵委員会 付託

平成元年九月二十八日

一、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

右の質問主意書を提出する。
衆議院議長 田村 元殿
提出者 新村 勝雄

衆議院議長 田村 元殿

平成元年九月二十八日

一、去る二十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

米の輸入自由化反対に関する決議案(寺前慶君外三名提出)

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

電波法の一部を改正する法律案(第百十四回国会内閣提出、本院継続審査)

お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案(第百十四回国会内閣提出、本院継続審査)

平成元年十月二十五日

衆議院議長 田村 元殿

法務委員長 戸塚 進也

船底塗料などに使用される有機スズ化合物に関する質問主意書

一、去る三十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

法人税法等の一部を改正する法律案(通行税法案)

一、去る二十三日、予備審査のため次の本院議員入場税法案

平成元年十月二十五日

衆議院議長 田村 元殿

法務委員長 戸塚 進也

船底塗料に含まれるトリブチルスズ(以下「TBT」と略す)化合物、トリフニルスズ(以下「TPT」と略す)化合物が原因とみられる水質、底質、魚介類の汚染が広域化・深刻化し、大きな社会問題となってきた。しかし、この問題をめぐって、明らかにされていない点が少なくなく、従って十分な対応がなされているとはいえない。

一、去る二十六日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

米の輸入自由化反対に関する決議案(寺前慶君外三名提出)

一、去る二十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

平成元年十月二十五日

衆議院議長 田村 元殿

法務委員長 戸塚 進也

船底塗料に含まれるトリブチルスズ(以下「TBT」と略す)化合物、トリフニルスズ(以下「TPT」と略す)化合物が原因とみられる水質、底質、魚介類の汚染が広域化・深刻化し、大きな社会問題となってきた。しかし、この問題をめぐって、明らかにされていない点が少なくなく、従って十分な対応がなされているとはいえない。

一、去る二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

有害・医療等の廃棄物の適正処理に関する質問主意書(寺前慶君提出)

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

平成元年十月二十五日

衆議院議長 田村 元殿

法務委員長 戸塚 進也

船底塗料に含まれるトリブチルスズ(以下「TBT」と略す)化合物、トリフニルスズ(以下「TPT」と略す)化合物が原因とみられる水質、底質、魚介類の汚染が広域化・深刻化し、大きな社会問題となってきた。しかし、この問題をめぐって、明らかにされていない点が少なくなく、従って十分な対応がなされているとはいえない。

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(松本善明君外二名提出、衆法第二号)

一、裁判所の司法行政に関する事項

平成元年十月二十五日

衆議院議長 田村 元殿

法務委員長 戸塚 進也

船底塗料に含まれるトリブチルスズ(以下「TBT」と略す)化合物、トリフニルスズ(以下「TPT」と略す)化合物が原因とみられる水質、底質、魚介類の汚染が広域化・深刻化し、大きな社会問題となってきた。しかし、この問題をめぐって、明らかにされていない点が少なくなく、従って十分な対応がなされているとはいえない。

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(松本善明君外二名提出、衆法第二号)

一、裁判所の司法行政に関する事項

平成元年十月二十五日

衆議院議長 田村 元殿

法務委員長 戸塚 進也

船底塗料に含まれるトリブチルスズ(以下「TBT」と略す)化合物、トリフニルスズ(以下「TPT」と略す)化合物が原因とみられる水質、底質、魚介類の汚染が広域化・深刻化し、大きな社会問題となってきた。しかし、この問題をめぐって、明らかにされていない点が少なくなく、従って十分な対応がなされているとはいえない。

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

常磐線の輸送力強化に関する質問主意書(新村勝雄君提出)

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

常磐線の輸送力強化に関する質問主意書(新村勝雄君提出)

平成元年十月二十五日

衆議院議長 田村 元殿

法務委員長 戸塚 進也

船底塗料に含まれるトリブチルスズ(以下「TBT」と略す)化合物、トリフニルスズ(以下「TPT」と略す)化合物が原因とみられる水質、底質、魚介類の汚染が広域化・深刻化し、大きな社会問題となってきた。しかし、この問題をめぐって、明らかにされていない点が少なくなく、従って十分な対応がなされているとはいえない。

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

常磐線の輸送力強化に関する質問主意書(新村勝雄君提出)

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

常磐線の輸送力強化に関する質問主意書(新村勝雄君提出)

平成元年十月二十五日

衆議院議長 田村 元殿

法務委員長 戸塚 進也

船底塗料に含まれるトリブチルスズ(以下「TBT」と略す)化合物、トリフニルスズ(以下「TPT」と略す)化合物が原因とみられる水質、底質、魚介類の汚染が広域化・深刻化し、大きな社会問題となってきた。しかし、この問題をめぐって、明らかにされていない点が少なくなく、従って十分な対応がなされているとはいえない。

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

常磐線の輸送力強化に関する質問主意書(新村勝雄君提出)

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

常磐線の輸送力強化に関する質問主意書(新村勝雄君提出)

平成元年十月二十五日

衆議院議長 田村 元殿

法務委員長 戸塚 進也

船底塗料に含まれるトリブチルスズ(以下「TBT」と略す)化合物、トリフニルスズ(以下「TPT」と略す)化合物が原因とみられる水質、底質、魚介類の汚染が広域化・深刻化し、大きな社会問題となってきた。しかし、この問題をめぐって、明らかにされていない点が少なくなく、従って十分な対応がなされているとはいえない。

四 すべてのTBT化合物並びにTPT化合物に対する「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下「化審法」と略す。)に基づく分解性、蓄積性、長期毒性についての、それぞれの審査結果とその根拠を示されたい。

五四に関連し、特にビストリップチルスズオキシド(いわゆるTBT-O)について、通産省の判断ではすでに難分解性、高蓄積性が認められているが、その後三年半以上経過した現在でも厚生省による長期毒性の判断が未だなされず、従つてこれまで「化審法」による法的規制を何ら受けずにつきている。水棲生物に対し極めて高い毒性をもつとして知られるTBT-Oに対する厚生省の長期毒性の判定はいつ行われるのか。その時期を明確に答えられたい。また、これまでに、厚生省によるTBT-Oの長期毒性判定結果が今年三月頃には出されるときいていたが、その時期が、やがて「今秋」となり、さらに先日の新聞報道によれば「年内」と、しだいに遅延されてきている。その理由は何か。

六 既存化学物質は二三〇〇種ほどあるといわれ、新規化学物質を含めればその数は膨大である。このような化学物質に対し、「化審法」に基づく審査が行われると、その優先順位は何を基準にして、どのように決められるのか。また、その権限はどこ(だれ)にあるのか。原則論とともに、有機スズ化合物について具体的に答えられたい。

七 TPT化合物の国内向け出荷は今年五月いっぱいで業者により停止されたというが、それ以前の「かけ込み的生産・出荷」はなかったか。出荷停止されるまでの出荷量についても答えられたい。

八 TPT化合物は輸出されているという。国内向け出荷が停止されても、生産そのものが停止されたとはきいていない。従つて、生産・輸出されている可能性がある。TPT化合物の生産・輸出は行われているか。また、行われている場合、生産量、輸出量、輸出相手国の詳細を示されたい。

九 一九八八(昭和六三)年一月十六日の衆議院大蔵委員会議録には、同委員会における質問に対し、木本英明説明員の「現在のところは船舶から海洋へ溶け出ていきますTBT化合物の溶出量の把握、一体どういうふうになっているのだろうかといった調査を鋭意進めております」といった答弁のくだりがある。この調査の結果を示されたい。

十 一九八八(昭和六三)年五月二十四日の参議院運輸委員会議録には、同委員会における質問に対し、塙田澄夫政府委員が「運輸省としましては船舶の航行とTBT化合物による汚染との関係を充実する必要があると考えまして、今年度、東京湾におきまして、船舶の航行と水中及び底質のTBT化合物の濃度の因果関係につきまして、現在調査研究をすることとしておりま

して」との答弁のくだりがある。この調査の結果を示されたい。

十一 フランス、イギリス、アメリカなどでは、船底塗料等に含まれる有機スズ化合物の使用禁止などの規制措置がとられている。我が国においても、TBT化合物並びにTPT化合物について製造禁止、使用禁止の措置をとる必要があると考えるが、政府にその考えがあるか。ないと考えるが、政府にその考えがあるか。ない場合、その理由を示されたい。

十二 TBT化合物並びにTPT化合物に代わる代替品について、その開発状況はどうなっているか。

十三 外国籍のタンカーなどによりもたらされる有機スズ化合物汚染について、その量的拡大が危惧されるが、現在の「化審法」では規制されないままである。この種の問題に対する具体的な規制措置をどうするか。

十四 一九八八(昭和六三)年五月二十四日の参議院運輸委員会議録には、同委員会における質問に対し、間野忠政府委員が「こういった外航

船の規制につきましては条約でやるというのが第一義的な国際的な慣行となっております」といった答弁のくだりがある。現在の「化審法」で規制できない外航船によりもたらされる有機スズ化合物汚染問題を解決するには、有機スズ化合物による海洋汚染防止を目的とした国際条約締結が必要と考えるが、それに向け、我が国がリーダーシップをとって各国に働きかけていく

考え方があるか。ない場合、その理由を示されたい。

十五 現在の「化審法」では、前述した外航船問題もさることながら、物質の相互作用による毒性の発現・強化や環境中に放出された後の化学変化に伴う毒性発現・強化などについては規制対象外である。こうした法的不備の改善(改正)の考え方があるか。ない場合、その理由は何か。

十六 TBT化合物並びにTPT化合物に対する「適正利用マニフェル」は、こうした有機スズ化合物製造・運搬・保管業者を主な対象としており、製品としての船底塗料の塗装作業に直接從事する労働者にまでは行き届いていないようだが、これは事実か。また、そのような労働者を含めた労働者一般の労働災害の実態を報告されたい。

十七 TBT化合物並びにTPT化合物に対する廃棄処理マニュアルはあるか。ある場合、その内容と配布先を示せ。また、廃棄処分の実態についての詳細な調査は環境庁・厚生省によりなされるとのことだが、結果の公表時期はいつか。

十八 ダイオキシンなどの化学物質では、一般環境以上に人体の汚染が進んでいる場合がある。

TBT化合物並びにTPT化合物についてはどうか。

十九「化審法」に定める指定化学物質に指定されているTBT化合物十三種、TPT化合物七種の規制強化をする考え方があるか。ない場合、その理由を示されたい。

二十「水質汚濁に係る環境基準について」の第四には「環境基準の見直し」事項がある。TBT化合物並びにTPT化合物をその条件項目に追加する考えがあるか。ない場合、その理由を示されたい。

衆議院議員新村勝雄君提出船底塗料などに使用される有機スズ化合物に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員新村勝雄君提出船底塗料などに使用される有機スズ化合物に関する質問に対する答弁書

一について

トリプチルスズ化合物（以下「TBT化合物」という。）及びトリフェニルスズ化合物（以下「TPT化合物」という。）について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八

年法律第百十七号。以下「化審法」という。）第一十三条第一項に規定する届出等により把握している内容は、別表一のとおりである。

なお、我が国において船底塗料及び漁網防腐剤に使用するTBT化合物及びTPT化合物の

出荷については、昭和六十三年八月までに、T

B T化合物のうちビス（トリプチルスズ）＝オキシド（以下「TBTO」という。）が停止され、また、平成元年六月までにすべてのTP T化合物が停止されている。

二について

昭和六十三年度において船底塗料に使用されたTBT化合物は七種類、TP T化合物は五種類であり、漁網防腐剤に使用されたTBT化合物は三種類、TP T化合物は二種類である。これらを用いた船底塗料及び漁網防腐剤は、極めて多種多様であるため、種類数及び種類ごとの量については、把握が困難である。

三について

TBT化合物の中でも現在船底塗料に使用されているものとしては、トリプチルスズ＝メタクリラート、ビス（トリプチルスズ）＝フーマラート、トリプチルスズ＝フルオリド、ビス（トリプチルスズ）＝二・三一ジプロモスクシナート、アルキル（C=H）＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・トリプチルスズ＝マレート

ト共重合物、ビス（トリプチルスズ）＝マレート及びトリプチルスズ＝二・三・四・四

a・四b・五・六・十・十a—デカヒドロ—七一イソプロピル—・四a—ジメチル—一フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリプチルスズ＝ロジン塩）があり、その化学的形態は別表二のとおりである。

四について

現在、TP T化合物については、船底塗料としては使用されていない。

五について

化審法第二条第四項に規定する指定化学物質に指定されているTBT化合物十三種及びTP T化合物七種についても、同条第三項第一号に規定する「自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、継続的に採取される場合には人の健康を損なうおそれがある化学物質」に該当する疑いがあるとの結果を得ている。

TBTOについては、化審法第二条第二項第一号イに規定する「自然的作用による化学的変化を生じにくるものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものである」との結果を得ている。なお、同号ロに規定する「継続的に採取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるもの」であるか否かについては、その十分な評価を行うため、現在、調査を行っているところである。

これらの結果は、新規化学物質に係る試験及び指定化学物質に係る有害性の調査の項目等を

定める命令（昭和四十九年總理府・厚生省・通

商産業省令第一号）第二条に規定する試験を実施し、当該試験結果等を厚生省生活環境審議会及び通商産業省化学品審議会において審議して得たものである。

六について

TBTOが化審法第二条第一項第一号ロに規定する「継続的に採取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるもの」であるか否かについて十分な評価をするためには、従前行ってきた既存文献の調査に加え、更に慢性毒性等の知見が必要であるので、これらに関する追加調査を行っているところである。現時点で調査等に要する期間を明示することは困難であるが、調査結果がまとまり次第、速やかに、化審法による規制について検討してまいりたい。

六について

化審法附則第二条に規定する既存化学物質名簿に記載されている既存化学物質については、化審法附則第四条により、化審法第四条第五項に規定する試験を行う必要があるものを、厚生大臣及び通商産業大臣が環境庁長官の意見を聽いて選定することとされており、化審法の運用上、厚生省生活環境審議会及び通商産業省化学品審議会の審議を経てこれを実行している。この際、種々の既存化学物質について製造量、輸入量、使用目的、化学構造、環境中における残留状況等を考慮して選定を行うこととしている。

TBTと並びに化審法第二条第四項に規定する指定化学物質に指定されているTBT化合物及びTPT化合物は、すべて既存化学物質であり、そのような考え方に基づき選定したものである。

なお、新規化学物質については、化審法第四

条第一項に基づく届出から三月以内（化審法第

五条の二第一項に基づく届出の場合には四月以

内）に判定を行うこととしている。

七について

化審法第二十三条第一項に規定する届出等に

より把握しているところによれば、国内におい

て船底塗料及び漁網防汚剤を使用されるTPT

化合物の出荷状況については、昭和六十二年度

において三百八トン、昭和六十三年度において

二百八十二トン、更に平成元年度において出荷

が停止されるまでの間に二十六トンと推移して

いる。このことからも、駆け込み的な出荷が行

われた事実があったとは思われない。

化審法第三十二条第二項の規定に基づく報告

の微収により把握しているところによれば、平

成元年度におけるTPT化合物については、既

に出荷が停止されている船底塗料原料用及び漁

網防汚剤原料用以外では主として輸出用に出荷

が行われている。

平成元年度第一・四半期において、TPT化

合物の製造数量は百二十四トンとなっている。

同期において、TPT化合物百十四トンが、ア

メリカ合衆国、台湾、フィリピン等に向けて輸

出されている。

九について

昭和六十一年度から、船底塗料中のTBT化

合物の溶出量の測定方法等について調査研究を

進めているところである。

十について

昭和六十三年度、東京湾の港内及び航路内の

五箇所についてTBT化合物による汚染状況の

調査を実施したところ、水質については、十檢

体中すべての検体から検出され、検出濃度は

○・○○○○○五ppmから○・○○○○四一

ppmの範囲であった。また、底質について

は、五箇所中すべての検体から検出され、検出

濃度は○・○○一四ppmから一・五五ppm

の範囲であった。

なお、水質、底質ともに、航路内に比べ、よ

り閉鎖性の高い港内の方がTBT化合物の濃度

が高いという傾向を示している。

化審法第三十二条第二項の規定に基づく報告

の微収により把握しているところによれば、平

成元年度におけるTPT化合物については、既

に出荷が停止されている船底塗料原料用及び漁

網防汚剤原料用以外では主として輸出用に出荷

が行われている。

及びその普及、製品中のTBT化合物等の含有

率の低減、可能な限りの使用の自粛等を指導し

ているところである。

さらに、化審法第二条第一項に規定する第一種特定化学物質については、製造及び輸入の許

可、使用的制限等の規制を受けることとなるが、TBTとについては、当該第一種特定化学

物質に該当するか否かにつき、調査を行ってい

るところである。

なお、TBTと以外のTBT化合物及びTP

T化合物については十九についてにおいて述べたとおりである。

十二について

TBT化合物又はTPT化合物を使用する船

底塗料及び漁網防汚剤の代替品としては、船底

塗料については従来の銅系の製品を改良した製

品、漁網防汚剤については有機窒素系、有機窒

素硫黄系の製品等の開発が行われているところ

である。現在、一部に使用されている製品もあるが、効果の持続期間等がTBT化合物又はT

PT化合物を使用する船底塗料又は漁網防汚剤

に比べて劣っているため、引き続き各々の業界

において鋭意代替品開発を進めているところで

ある。

我が国に入港する外国船舶の船舶も含め、外

航船に係る規制は国際的に統一されたものであ

ることが望ましく、既に、国際連合の専門機関

である国際海事機関（IMO）の海洋環境保護委

員会において、船底塗料における有機スズ化合

物の使用に関する問題について検討を行ってい

るところであり、我が国としては、同委員会に

おける検討結果を踏まえ、今後適切に対処してまいりたい。

十五について

現在の化審法においては、化学物質の審査

を、それが環境中に放出された後の化学変化等

も考慮して行い、その結果等に基づき第一種特

定化学物質 第二種特定化学物質等を指定して

所要の規制措置を講ずることとしている。

十六について

(1) 船底塗料を実際に使用する事業者の団体で

ある社団法人日本造船工業会等に対し、TBT

化合物及びTPT化合物を含有する船底塗

料の使用、管理方法等に関するマニュアルを

作成の上、関係者に対し周知徹底を図るよう

指導し、これらの団体においては、これを受

けてマニュアルを作成の上、周知徹底を図っ

ているところである。

災害については、昭和五十七年に、TPT化

合物を含有した塗料を用いた船体外板の吹付

塗装作業において、塗料の飛沫により労働者

が角膜腐食の災害を受けた事例が報告されている。

(三) 有機スズ化合物取扱者を対象とした特別の健康診断については、現在、法令上その実施を義務付けていない。これは、有機スズ化合物による健康障害の報告例が極めて少ないことによるものである。

なお、有機スズ化合物取扱者を含め労働者一般について、事業者は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)に基づき、一年以内ことに一回、定期に健康診断を実施しなければならないこととされている。

十七について

TBT化合物 TPT化合物を含む廃棄物の処理マニュアルは作成していない。

これらの処理実態に関する調査を昭和六十三年度及び平成元年度の二年間で実施しているところであり、結果の取扱いについては、今後、検討することとしている。

十八について

TBT化合物及びTPT化合物についての人體組織中濃度の測定例については、現在のところ承知していない。

TPT化合物七物質については、その環境汚染状況にかんがみ、化審法第二十四条に基づき、平成元年七月に厚生大臣及び通商産業大臣が製造事業者及び輸入事業者に対して有害性の調査の実施及びその結果の報告を指示したところであり、今後その調査結果を踏まえて所要の措置を実施していくこととしている。

TBT化合物十三物質については、平成元年九月に環境庁が中央公害対策審議会の審議を経て発表した「昭和六十三年度生物モニタリング(トリプチルスズ化合物)結果の概要」において、その一般環境における環境汚染状況は、「直ちに危険な状況にあるとは考えられない」とされているものの、同時に「現在のTBT化合物の使用状況を勘案すれば、本化合物に関する調査を継続することにより、今後とも環境汚染の状況を監視していくことが必要である」とされてい。る。政府としては、今後とも必要に応じて化審法に基づく規制を強化する等の環境汚染対策を推進していくこととしている。

二十について

水質汚濁に係る環境基準の項目にTBT化合物及びTPT化合物を追加することについて、は、現在、行われている毒性、水質等に関する諸調査の結果を得て、検討していくこととしている。

別表一

昭和63年度 トリプチルスズ化合物及びトリフェニルスズ化合物の製造、輸入、出荷

(単位:トン)

化 合 物 名	製造数量・輸入数量				用 途 别 出 荷 数 量					
	製造 数量	輸入 数量	輸 入 国	合計	船底塗料原料	漁防汚剤原料	TBT 化合物 原料等	輸出	主 要 輸 (用 先 國 出 途)	合計
ビス(トリプチルスズ)=オキシド	780	850	西ドイツ 韓国	1,630	1	1	1,525	48	シンガポール ニュージーランド 韓国 (主として船底塗料原料)	1,575
トリプチルスズ化合物[ビス(トリプチルスズ)=オキシドを除く。]	3,732	502	アメリカ 西ドイツ フランス	4,234	1,903	678	565	796	シンガポール 韓国 イギリス (船底塗料原料)	3,942
トリフェニルスズ化合物	680	0		680	224	58	103	320	オランダ フィリピン シンガポール (主として農業原料)	706

出典: 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第23条に基づく届出及び通商産業省調査

注1: 用途別出荷数量には、一部、自家消費量を含む。

2: 製造数量・輸入数量の合計と用途別出荷数量の合計との差は、在庫変動である。

平成元年十月三十一日 衆議院会議録第六号
朗読を省略した議長の報告

八二

別表二

物質名	化学的形態
トリプチルスズ=メタクリラート	$(C_4H_9)_3SnOCCCH_3$
ビス(トリプチルスズ)=スマラート	$(C_4H_9)_3SnOCCH_2COOSn(C_4H_9)_3$
トリプチルスズ=フルオリド	$(C_4H_9)_3SnF$
ビス(トリプチルスズ)=2,3-ジプロモスクシナート	$(C_4H_9)_3SnOCCHBr$ $(C_4H_9)_3SnOCCHBr$
アルキル(C=8)=アクリラート・メチル=メタクリラート・トリプチルスズ=メタクリラート共重合物	$(C_4H_9)_3SnOC-C(CH_3)-C(CH_3)-O$ $\text{---} CH_2 \text{---}$ a $\text{---} CH_3OC-C(CH_3)-C(CH_3)-O$ $\text{---} CH_2 \text{---}$ b $\text{---} C_8H_{17}OC-CH-C(CH_3)-O$ $\text{---} CH_2 \text{---}$ c
ビス(トリプチルスズ)=マレート	$(C_4H_9)_3SnOCCH_2COO(C_4H_9)_3$
トリプチルスズ=1, 2, 3, 4, 4a, 4b, 5, 6, 10, 10a-デカヒドロ-7-イソブロピル-1, 4a-ジメチル-1-フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリプチルスズ=ロジン塩)	$(C_4H_9)_3SnOC(CH_3)C_8H_{17}$

衆議院議長 田村 元殿 提出者 青山 丘	一 去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員青山丘君提出在日韓国人の法的地位協定再協議に関する質問に對する答弁書 在日韓国人の法地位協定再協議に関する質問主意書	現在、日本に居住している韓国人のほとんどは日本で生まれた者によって占められ、住民としての納税義務はもちろん地域社会の一員としての役割を担っている。	右の質問主意書を提出する。 平成元年十月六日
衆議院議長 田村 元殿	右の質問主意書を提出する。	日本で生まれた者によつて占められ、住民としての納税義務はもちろん地域社会の一員としての役割を担つてゐる。	日本間の歴史的背景をその原因として、このようない居住するに至つた韓国人が、日本社会でより安定した生活を営み、また住民として、より積極的に地域社会の発展に寄与していくことは、本人
衆議院議長 田村 元殿	のためにもまた社会の総体的な利益のためにも望ましいことである。ついては、日韓間で進められている法的地位協定再協議の対策は、緊急を要する」と考へる。	従つて、次の事項について質問する。	の就職差別解消のための行政指導を強化すべきと考えるが、その見解を問う。
衆議院議長 田村 元殿	一 在日韓人の九割以上が日本生まれの二、三世であり、その定住性からして安定した法的地位を確立すべきである。その見解を問う。	三 外国人登録法を改正し、指紋押捺義務制度、外登証の常時携帯及び提示義務を廃止すべきと考えるが、見解を問う。	と考へるが、その見解を問う。
衆議院議長 田村 元殿	二 就職差別の解消を進めるに当たり、地方自治体における職員採用時の国籍条項の撤廃と企業	内閣衆質一一六第三号	平成元年十月二十四日
衆議院議長 田村 元殿	内閣總理大臣 海部 俊樹		

衆議院議員青山丘君提出在日韓国人の法的地位

協定再協議に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員青山丘君提出在日韓国人の法的

地位協定再協議に関する質問に対する答弁

書

一について

我が国は、在日韓国人の法的地位を始め社会

生活の各般における待遇の安定については、歴

史的経緯及び日韓友好関係を踏まえ、従来から

可能な限り配慮してきたところである。

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及

び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定

(昭和四十年条約第二十一条)第一条の規定に従

い我が国での永住を許可されている者の直系卑

属として我が国で出生した韓国国民の我が国に

おける居住については、同協定第二条に基づき

て、政府としては、同協定の前文に示

されている精神及び目的を十分に尊重しつつ、

今後の両国政府間の協議を通じて双方の満足し

得る結論を見いだすべく努力する所存である。

二について

政府は、従来から、公務員に関する当然の法理として公権力の行使又は公の意思の形成への

参画に携わる公務員となるためには日本国籍を

必要とするが、それ以外の公務員となるために

は必ずしも日本国籍を必要としないものと解し

ている。このことは、国家公務員のみならず、

地方公務員の場合も同様である。

公権力の行使又は公の意思の形成への参画に

携わる地方公務員であるかどうか及びこのよう

な地方公務員以外の地方公務員に日本国籍を有

しない者を任用するかどうかについては、それ

ぞれの地方公共団体の実情に応じ、当該地方公

共団体において判断されるべきものと考える。

政府としては、企業への就職に当たっては、從

来から在日韓国人であるかどうかを問わず、

応募者本人の適性及び能力を中心採用選考を

行うよう事業主への指導・啓発に努めてきてい

るところであり、今後とも、その徹底に努めて

まいりたい。

外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五

号)は、本邦に在留する外国人の登録を実施す

ることにより、外国人の居住・身分関係を明確

にし、在留外国人の公正な管理に資することを

目的としているところ、指紋押捺制度は、指

紋が人物の同一人性を確認する上で最も有効な

手段であることにかんがみ、同制度を採用する

ことによって、登録の正確性を維持するととも

に登録証明書の不正使用や偽造を防止すること

としたものであり、また、在留する外国人に登

録証明書の常時携帯及び提示義務を課している

のは、当該外国人が適法な在留者であるかどうか

か、許容された活動を逸脱していないかどうか

を現場において即時に確認する手段を確保す

るためのものである。

平成元年十月十一日
右
国会に提出する。

内閣総理大臣 海部 俊樹

所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成元年十月十一日

(所持税法の一部改正)

所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律

(所持税法の一部改正)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の第一條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の

一部を次のように改正する。

第一條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の第一條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の

一部を次のように改正する。

第一條 第二十八条第三項第一号中「五十七万円」を

「六十五万円」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改め

原則一回限りに改めるとともに、携帯上の利便

を図るため登録証明書をカード型のものに改め

たところであるが、同改正法案の国審議に際し、衆議院及び參議院の各法務委員会において

附帶決議がなされた経緯にかんがみ、御指摘の

制度を含め外国人登録制度の在り方につき、今後とも引き続き研究・検討する所存である。

平成元年十月三十一日 衆議院会議録第六号 所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第二 紙与所得の源泉徴収税額表（月額表）（第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係）

(→)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	
	扶養親族等の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								
円 84,000	円未満	円 0								
84,000	85,000	120	0	0	0	0	0	0	6,200	
85,000	86,000	220	0	0	0	0	0	0	6,300	
86,000	87,000	320	0	0	0	0	0	0	6,300	
87,000	88,000	420	0	0	0	0	0	0	6,300	
88,000	89,000	520	0	0	0	0	0	0	6,400	
89,000	90,000	620	0	0	0	0	0	0	6,400	
90,000	91,000	720	0	0	0	0	0	0	6,400	
91,000	92,000	820	0	0	0	0	0	0	6,500	
92,000	93,000	920	0	0	0	0	0	0	6,500	
93,000	94,000	1,020	0	0	0	0	0	0	6,500	
94,000	95,000	1,120	0	0	0	0	0	0	6,600	
95,000	96,000	1,220	0	0	0	0	0	0	6,600	
96,000	97,000	1,320	0	0	0	0	0	0	6,600	
97,000	98,000	1,420	0	0	0	0	0	0	6,700	
98,000	99,000	1,520	0	0	0	0	0	0	6,700	
99,000	101,000	1,670	0	0	0	0	0	0	6,700	
101,000	103,000	1,870	0	0	0	0	0	0	7,100	
103,000	105,000	2,070	0	0	0	0	0	0	7,200	
105,000	107,000	2,270	0	0	0	0	0	0	7,400	
107,000	109,000	2,470	0	0	0	0	0	0	7,500	
109,000	111,000	2,670	0	0	0	0	0	0	7,600	
111,000	113,000	2,870	0	0	0	0	0	0	7,800	
113,000	115,000	3,070	150	0	0	0	0	0	8,000	
115,000	117,000	3,270	350	0	0	0	0	0	8,200	
117,000	119,000	3,470	550	0	0	0	0	0	8,400	
119,000	121,000	3,670	750	0	0	0	0	0	8,600	
121,000	123,000	3,870	950	0	0	0	0	0	8,700	
123,000	125,000	4,070	1,150	0	0	0	0	0	8,900	
125,000	127,000	4,270	1,350	0	0	0	0	0	9,100	
127,000	129,000	4,470	1,550	0	0	0	0	0	9,300	
129,000	131,000	4,670	1,750	0	0	0	0	0	9,500	
131,000	133,000	4,870	1,950	0	0	0	0	0	9,700	
133,000	135,000	5,070	2,150	0	0	0	0	0	9,900	
135,000	137,000	5,240	2,330	0	0	0	0	0	10,100	
137,000	139,000	5,370	2,450	0	0	0	0	0	10,300	
139,000	141,000	5,510	2,590	0	0	0	0	0	10,500	
141,000	143,000	5,650	2,730	0	0	0	0	0	10,600	
143,000	145,000	5,790	2,870	0	0	0	0	0	10,800	
145,000	147,000	5,930	3,010	0	0	0	0	0	11,000	
147,000	149,000	6,070	3,150	230	0	0	0	0	11,200	
149,000	151,000	6,210	3,290	370	0	0	0	0	11,400	
151,000	153,000	6,350	3,430	510	0	0	0	0	11,600	
153,000	155,000	6,490	3,570	650	0	0	0	0	11,800	
155,000	157,000	6,630	3,710	790	0	0	0	0	12,000	
157,000	159,000	6,770	3,850	930	0	0	0	0	12,200	

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額、	甲 扶 養 親 族 等 の 数									乙	
	扶 養 親 族 等 の 数										
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以上	未 満	税			額				税	額	
159,000	161,000	6,910	3,990	1,070	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	12,400	
161,000	163,000	7,050	4,130	1,210	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	12,700	
163,000	165,000	7,190	4,270	1,350	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	13,300	
165,000	167,000	7,330	4,410	1,490	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	13,900	
167,000	169,000	7,470	4,550	1,630	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	14,500	
169,000	171,000	7,610	4,690	1,770	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	15,100	
171,000	173,000	7,750	4,830	1,910	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	15,700	
173,000	175,000	7,890	4,970	2,050	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	16,200	
175,000	177,000	8,030	5,110	2,190	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	16,800	
177,000	179,000	8,170	5,250	2,330	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	17,400	
179,000	181,000	8,310	5,390	2,470	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	18,000	
181,000	183,000	8,450	5,530	2,610	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	18,600	
183,000	185,000	8,590	5,670	2,750	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	19,200	
185,000	187,000	8,730	5,810	2,890	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	19,800	
187,000	189,000	8,870	5,950	3,030	120 0	0 0	0 0	0 0	0 0	20,300	
189,000	191,000	9,010	6,090	3,170	260 0	0 0	0 0	0 0	0 0	20,900	
191,000	193,000	9,150	6,230	3,310	400 0	0 0	0 0	0 0	0 0	21,400	
193,000	195,000	9,290	6,370	3,450	540 0	0 0	0 0	0 0	0 0	22,000	
195,000	197,000	9,430	6,510	3,590	680 0	0 0	0 0	0 0	0 0	22,600	
197,000	199,000	9,570	6,650	3,730	820 0	0 0	0 0	0 0	0 0	23,100	
199,000	201,000	9,710	6,790	3,870	960 0	0 0	0 0	0 0	0 0	23,700	
201,000	203,000	9,850	6,930	4,010	1,100 0	0 0	0 0	0 0	0 0	24,300	
203,000	205,000	9,990	7,070	4,150	1,240 0	0 0	0 0	0 0	0 0	24,900	
205,000	207,000	10,130	7,210	4,290	1,380 0	0 0	0 0	0 0	0 0	25,600	
207,000	209,000	10,270	7,350	4,430	1,520 0	0 0	0 0	0 0	0 0	26,300	
209,000	211,000	10,410	7,490	4,570	1,660 0	0 0	0 0	0 0	0 0	26,900	
211,000	213,000	10,550	7,630	4,710	1,800 0	0 0	0 0	0 0	0 0	27,600	
213,000	215,000	10,690	7,770	4,850	1,940 0	0 0	0 0	0 0	0 0	28,200	
215,000	217,000	10,830	7,910	4,990	2,080 0	0 0	0 0	0 0	0 0	28,900	
217,000	219,000	10,970	8,050	5,130	2,220 0	0 0	0 0	0 0	0 0	29,600	
219,000	221,000	11,110	8,190	5,270	2,360 0	0 0	0 0	0 0	0 0	30,200	
221,000	224,000	11,280	8,370	5,450	2,530 0	0 0	0 0	0 0	0 0	30,900	
224,000	227,000	11,490	8,580	5,660	2,740 0	0 0	0 0	0 0	0 0	31,900	
227,000	230,000	11,700	8,790	5,870	2,950 0	0 0	0 0	0 0	0 0	32,900	
230,000	233,000	11,910	9,000	6,080	3,160 250	0 0	0 0	0 0	0 0	33,900	
233,000	236,000	12,120	9,210	6,290	3,370 460	0 0	0 0	0 0	0 0	34,800	
236,000	239,000	12,330	9,420	6,500	3,580 670	0 0	0 0	0 0	0 0	35,800	
239,000	242,000	12,540	9,630	6,710	3,790 880	0 0	0 0	0 0	0 0	36,800	
242,000	245,000	12,750	9,840	6,920	4,000 1,090	0 0	0 0	0 0	0 0	37,800	
245,000	248,000	12,960	10,050	7,130	4,210 1,300	0 0	0 0	0 0	0 0	38,800	
248,000	251,000	13,170	10,260	7,340	4,420 1,510	0 0	0 0	0 0	0 0	39,800	
251,000	254,000	13,380	10,470	7,550	4,630 1,720	0 0	0 0	0 0	0 0	40,800	
254,000	257,000	13,590	10,680	7,760	4,840 1,930	0 0	0 0	0 0	0 0	41,800	
257,000	260,000	13,800	10,890	7,970	5,050 2,140	0 0	0 0	0 0	0 0	42,800	
260,000	263,000	14,010	11,100	8,180	5,260 2,350	0 0	0 0	0 0	0 0	43,800	
263,000	266,000	14,220	11,310	8,390	5,470 2,560	0 0	0 0	0 0	0 0	44,700	
266,000	269,000	14,430	11,520	8,600	5,680 2,770	0 0	0 0	0 0	0 0	45,700	
269,000	272,000	14,640	11,730	8,810	5,890 2,980	0 0	0 0	0 0	0 0	46,500	
272,000	275,000	14,850	11,940	9,020	6,100 3,190	270 0	0 0	0 0	0 0	47,100	
275,000	278,000	15,080	12,160	9,240	6,330 3,410	490 0	0 0	0 0	0 0	47,800	

平成元年十月三十一日 衆議院会議録第六号 所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

八六

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲									乙	
	扶 养 親 族 等 の 数										
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上 未 満	税									税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
278,000	281,000	15,320	12,400	9,480	6,570	3,650	730	0	0	48,900	
281,000	284,000	15,560	12,640	9,720	6,810	3,890	970	0	0	50,200	
284,000	287,000	15,800	12,880	9,960	7,050	4,130	1,210	0	0	51,500	
287,000	290,000	16,040	13,120	10,200	7,290	4,370	1,450	0	0	52,800	
290,000	293,000	16,280	13,360	10,440	7,530	4,610	1,690	0	0	54,100	
293,000	296,000	16,520	13,600	10,680	7,770	4,850	1,930	0	0	55,400	
296,000	299,000	16,760	13,840	10,920	8,010	5,090	2,170	0	0	56,700	
299,000	302,000	17,000	14,080	11,160	8,250	5,330	2,410	0	0	58,000	
302,000	305,000	17,240	14,320	11,400	8,490	5,570	2,650	0	0	59,300	
305,000	308,000	17,480	14,560	11,640	8,730	5,810	2,890	0	0	60,600	
308,000	311,000	17,720	14,800	11,880	8,970	6,050	3,130	220	0	61,900	
311,000	314,000	17,960	15,040	12,120	9,210	6,290	3,370	460	0	63,200	
314,000	317,000	18,200	15,280	12,360	9,450	6,530	3,610	700	0	64,500	
317,000	320,000	18,440	15,520	12,600	9,690	6,770	3,850	940	0	65,900	
320,000	323,000	18,680	15,760	12,840	9,930	7,010	4,090	1,180	0	67,200	
323,000	326,000	18,920	16,000	13,080	10,170	7,250	4,330	1,420	0	68,500	
326,000	329,000	19,160	16,240	13,320	10,410	7,490	4,570	1,660	0	69,800	
329,000	332,000	19,400	16,480	13,560	10,650	7,730	4,810	1,900	0	71,100	
332,000	335,000	19,640	16,720	13,800	10,890	7,970	5,050	2,140	0	72,400	
335,000	338,000	19,880	16,960	14,040	11,130	8,210	5,290	2,380	0	73,700	
338,000	341,000	20,120	17,200	14,280	11,370	8,450	5,530	2,620	0	75,000	
341,000	344,000	20,360	17,440	14,520	11,610	8,690	5,770	2,860	0	76,400	
344,000	347,000	20,600	17,680	14,760	11,850	8,930	6,010	3,100	180	77,700	
347,000	350,000	20,840	17,920	15,000	12,090	9,170	6,250	3,340	420	79,000	
350,000	353,000	21,080	18,160	15,240	12,330	9,410	6,490	3,580	660	80,300	
353,000	356,000	21,320	18,400	15,480	12,570	9,650	6,730	3,820	900	81,700	
356,000	359,000	21,560	18,640	15,720	12,810	9,890	6,970	4,060	1,140	83,000	
359,000	362,000	21,800	18,880	15,960	13,050	10,130	7,210	4,300	1,380	84,300	
362,000	365,000	22,040	19,120	16,200	13,290	10,370	7,450	4,540	1,620	85,600	
365,000	368,000	22,280	19,360	16,440	13,530	10,610	7,690	4,780	1,860	87,000	
368,000	371,000	22,520	19,600	16,680	13,770	10,850	7,930	5,020	2,100	88,300	
371,000	374,000	22,760	19,840	16,920	14,010	11,090	8,170	5,260	2,340	89,600	
374,000	377,000	23,000	20,080	17,160	14,250	11,330	8,410	5,500	2,580	91,000	
377,000	380,000	23,240	20,320	17,400	14,490	11,570	8,650	5,740	2,820	92,300	
380,000	383,000	23,480	20,560	17,640	14,730	11,810	8,890	5,980	3,060	93,600	
383,000	386,000	23,720	20,800	17,880	14,970	12,050	9,130	6,220	3,300	94,900	
386,000	389,000	23,960	21,040	18,120	15,210	12,290	9,370	6,460	3,540	96,300	
389,000	392,000	24,200	21,280	18,360	15,450	12,530	9,610	6,700	3,780	97,600	
392,000	395,000	24,440	21,520	18,600	15,690	12,770	9,850	6,940	4,020	98,900	
395,000	398,000	24,680	21,760	18,840	15,930	13,010	10,090	7,180	4,260	100,200	
398,000	401,000	24,920	22,000	19,080	16,170	13,250	10,330	7,420	4,500	101,600	
401,000	404,000	25,320	22,240	19,320	16,410	13,490	10,570	7,660	4,740	102,900	
404,000	407,000	25,800	22,480	19,560	16,650	13,730	10,810	7,900	4,980	104,200	
407,000	410,000	26,280	22,720	19,800	16,890	13,970	11,050	8,140	5,220	105,600	
410,000	413,000	26,760	22,960	20,040	17,130	14,210	11,290	8,380	5,460	106,900	
413,000	416,000	27,240	23,200	20,280	17,370	14,450	11,530	8,620	5,700	108,200	
416,000	419,000	27,720	23,440	20,520	17,610	14,690	11,770	8,860	5,940	109,500	
419,000	422,000	28,200	23,680	20,760	17,850	14,930	12,010	9,100	6,180	110,900	
422,000	425,000	28,680	23,920	21,000	18,090	15,170	12,250	9,340	6,420	112,900	
425,000	428,000	29,160	24,160	21,240	18,330	15,410	12,490	9,580	6,660	114,900	

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲										乙	
	扶 养 親 族 等 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人				
以上	未 満	税 额										
428,000	431,000	29,640	24,400	21,480	18,570	15,650	12,730	9,820	6,900	117,000		
431,000	434,000	30,120	24,640	21,720	18,810	15,890	12,970	10,060	7,140	119,000		
434,000	437,000	30,600	24,880	21,960	19,050	16,130	13,210	10,300	7,380	121,000		
437,000	440,000	31,080	25,240	22,200	19,290	16,370	13,450	10,540	7,620	123,100		
440,000	443,000	31,560	25,720	22,440	19,530	16,610	13,690	10,780	7,860	125,100		
443,000	446,000	32,040	26,200	22,680	19,770	16,850	13,930	11,020	8,100	127,200		
446,000	449,000	32,520	26,680	22,920	20,010	17,090	14,170	11,260	8,340	129,200		
449,000	452,000	33,000	27,160	23,160	20,250	17,330	14,410	11,500	8,580	131,200		
452,000	455,000	33,480	27,640	23,400	20,490	17,570	14,650	11,740	8,820	133,300		
455,000	458,000	33,960	28,120	23,640	20,730	17,810	14,890	11,980	9,060	135,300		
458,000	461,000	34,440	28,600	23,880	20,970	18,050	15,130	12,220	9,300	137,400		
461,000	464,000	34,920	29,080	24,120	21,210	18,290	15,370	12,460	9,540	139,200		
464,000	467,000	35,400	29,560	24,360	21,450	18,530	15,610	12,700	9,780	140,800		
467,000	470,000	35,880	30,040	24,600	21,690	18,770	15,850	12,940	10,020	142,500		
470,000	473,000	36,360	30,520	24,840	21,930	19,010	16,090	13,180	10,260	144,100		
473,000	476,000	36,840	31,000	25,170	22,170	19,250	16,330	13,420	10,500	145,700		
476,000	479,000	37,320	31,480	25,650	22,410	19,490	16,570	13,660	10,740	147,400		
479,000	482,000	37,800	31,960	26,130	22,650	19,730	16,810	13,900	10,980	149,000		
482,000	485,000	38,280	32,440	26,610	22,890	19,970	17,050	14,140	11,220	150,600		
485,000	488,000	38,760	32,920	27,090	23,130	20,210	17,290	14,380	11,460	152,300		
488,000	491,000	39,240	33,400	27,570	23,370	20,450	17,530	14,620	11,700	153,900		
491,000	494,000	39,720	33,880	28,050	23,610	20,690	17,770	14,860	11,940	155,600		
494,000	497,000	40,200	34,360	28,530	23,850	20,930	18,010	15,100	12,180	157,200		
497,000	500,000	40,680	34,840	29,010	24,090	21,170	18,250	15,340	12,420	158,800		
500,000円		40,920	35,080	29,250	24,210	21,290	18,370	15,460	12,540	160,500		
500,000円 を 超 え 690,000円 に 満 た ない金額		500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 500,000円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額										
690,000円		75,120	69,280	63,450	58,410	55,490	52,570	49,660	46,740		160,500円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与等の 金額のうち 500,000円を 超える金額の 47%に相当す る金額を加算 した金額	
690,000円 を 超 え 830,000円 に 満 た ない金額		690,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 690,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額										
830,000円		112,920	107,080	101,250	96,210	93,290	90,370	87,460	84,540			
830,000円 を 超 え 1,050,000円に満 た ない金額		830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 830,000円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額										

(五)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	
	扶養親族等の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上未満	税額								税額	
1,050,000円	175,620	169,780	163,950	158,910	155,990	153,070	150,160	147,240		
1,050,000円を超 え 1,930,000円に満た ない金額	1,050,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,050,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額									
1,930,000円	510,020	504,180	498,350	493,310	490,390	487,470	484,560	481,640		
1,930,000円を超 え る金額	1,930,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,930,000円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに2,920円を控除した金額										

従たる給与についての扶養
控除等申告書が提出されて
いる場合は、当該申告
書に記載された扶養親族等
の数に応じ、扶養親族等
1人ごとに上
の各欄によつ
て求めた税額
から控除した
金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに2,920円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,920円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)(第百八十五条関係)

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲							乙	丙		
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人				
以上未満	税額							税額	税額		
円 2,800 円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		
2,800	2,850	50	00	00	00	00	00	00	210		
2,850	2,900	100	00	00	00	00	00	00	210		
2,900	2,950	150	00	00	00	00	00	00	210		
2,950	3,000	200	00	00	00	00	00	00	210		
3,000	3,050	250	00	00	00	00	00	00	210		
3,050	3,100	300	00	00	00	00	00	00	220		
3,100	3,150	350	00	00	00	00	00	00	220		
3,150	3,200	400	00	00	00	00	00	00	220		
3,200	3,250	450	00	00	00	00	00	00	220		
3,250	3,300	500	00	00	00	00	00	00	220		
3,300	3,400	550	00	00	00	00	00	00	230		
3,400	3,500	650	00	00	00	00	00	00	240		
3,500	3,600	750	00	00	00	00	00	00	250		
3,600	3,700	850	00	00	00	00	00	00	250		
3,700	3,800	950	00	00	00	00	00	00	260		
3,800	3,900	1050	100	00	00	00	00	00	270		
3,900	4,000	1150	200	00	00	00	00	00	280		
4,000	4,100	1250	300	00	00	00	00	00	290		
4,100	4,200	1350	400	00	00	00	00	00	300		
4,200	4,300	1450	500	00	00	00	00	00	310		
4,300	4,400	1550	600	00	00	00	00	00	320		
4,400	4,500	1650	700	00	00	00	00	00	330		
4,500	4,600	1750	800	00	00	00	00	00	340		
4,600	4,700	1800	850	00	00	00	00	00	350		
4,700	4,800	1900	900	00	00	00	00	00	360		
4,800	4,900	1950	1000	00	00	00	00	00	370		
4,900	5,000	2050	1050	100	00	00	00	00	370		
5,000	5,100	2100	1150	150	00	00	00	00	380		
5,100	5,200	2150	1200	200	00	00	00	00	390		
5,200	5,300	2250	1250	300	00	00	00	00	400		
5,300	5,400	2300	1350	350	00	00	00	00	410		
5,400	5,500	2400	1400	450	00	00	00	00	430		
5,500	5,600	2450	1500	500	00	00	00	00	460		
5,600	5,700	2500	1550	550	00	00	00	00	490		
5,700	5,800	2600	1600	650	00	00	00	00	520		
5,800	5,900	2650	1700	700	00	00	00	00	550		
5,900	6,000	2750	1750	800	00	00	00	00	580		
6,000	6,100	2800	1850	850	00	00	00	00	610		
6,100	6,200	2850	1900	900	00	00	00	00	640		
6,200	6,300	2950	1950	1000	00	00	00	00	670		
6,300	6,400	3000	2050	1050	100	00	00	00	700		
6,400	6,500	3100	2100	1150	150	00	00	00	720		
6,500	6,600	3150	2200	1200	250	00	00	00	750		
6,600	6,700	3200	2250	1250	300	00	00	00	780		
6,700	6,800	3300	2300	1350	350	00	00	00	810		

平成元年十月三十一日 衆議院会議録第六号 所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙		
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上	未 満	税								税 額		
6,800	6,900	335	240	140	45	0	0	0	840	0		
6,900	7,000	345	245	150	50	0	0	0	880	0		
7,000	7,100	350	255	155	60	0	0	0	910	0		
7,100	7,200	355	260	160	65	0	0	0	940	0		
7,200	7,300	365	265	170	70	0	0	0	970	0		
7,300	7,400	370	275	175	80	0	0	0	1,010	0		
7,400	7,500	380	280	185	85	0	0	0	1,040	0		
7,500	7,600	385	290	190	95	0	0	0	1,070	0		
7,600	7,700	390	295	195	100	5	0	0	1,110	0		
7,700	7,800	400	300	205	105	10	0	0	1,140	0		
7,800	7,900	405	310	210	115	15	0	0	1,170	0		
7,900	8,000	415	315	220	120	25	0	0	1,210	0		
8,000	8,100	420	325	225	130	30	0	0	1,240	0		
8,100	8,200	425	330	230	135	40	0	0	1,270	0		
8,200	8,300	435	335	240	140	45	0	0	1,300	0		
8,300	8,400	440	345	245	150	50	0	0	1,340	0		
8,400	8,500	450	350	255	155	60	0	0	1,370	0		
8,500	8,600	455	360	260	165	65	0	0	1,400	2		
8,600	8,700	460	365	265	170	75	0	0	1,440	9		
8,700	8,800	470	370	275	175	80	0	0	1,470	16		
8,800	8,900	475	380	280	185	85	0	0	1,500	23		
8,900	9,000	485	385	290	190	95	0	0	1,540	30		
9,000	9,100	490	395	295	200	100	5	0	1,560	37		
9,100	9,200	495	400	300	205	110	10	0	1,580	44		
9,200	9,300	505	405	310	215	115	20	0	1,600	51		
9,300	9,400	515	415	320	220	125	25	0	1,650	58		
9,400	9,500	520	425	325	230	130	35	0	1,690	65		
9,500	9,600	530	430	335	235	140	40	0	1,730	72		
9,600	9,700	535	440	340	245	150	50	0	1,780	79		
9,700	9,800	545	445	350	255	155	60	0	1,820	86		
9,800	9,900	555	455	360	260	165	65	0	1,860	93		
9,900	10,000	560	465	365	270	170	75	0	1,910	100		
10,000	10,100	570	470	375	275	180	80	0	1,950	107		
10,100	10,200	575	480	380	285	190	90	0	1,990	114		
10,200	10,300	585	485	390	295	195	100	0	2,040	121		
10,300	10,400	595	495	400	300	205	105	10	2,080	128		
10,400	10,500	600	505	405	310	210	115	15	2,120	135		
10,500	10,600	610	510	415	315	220	120	25	2,170	142		
10,600	10,700	615	520	420	325	230	130	35	2,210	149		
10,700	10,800	625	525	430	335	235	140	40	2,250	156		
10,800	10,900	635	535	440	340	245	145	50	2,300	163		
10,900	11,000	640	545	445	350	250	155	55	2,340	170		
11,000	11,100	650	550	455	355	260	160	65	2,380	177		
11,100	11,200	655	560	460	365	270	170	75	2,430	184		
11,200	11,300	665	565	470	375	275	180	80	2,470	191		
11,300	11,400	675	575	480	380	285	185	90	2,520	198		
11,400	11,500	680	585	485	390	290	195	95	2,560	205		
11,500	11,600	690	590	495	395	300	200	105	2,600	212		
11,600	11,700	695	600	500	405	310	210	115	2,650	219		
11,700	11,800	705	605	510	415	315	220	120	2,690	226		

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲									乙	丙		
	扶 養 親 族 等 の 数												
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人					
以上	未 满	税 額									税 額		
11,800	11,900	715	615	520	420	325	225	130	30	2,740	233		
11,900	12,000	720	625	525	430	330	235	135	40	2,780	240		
12,000	12,100	730	630	535	435	340	240	145	50	2,830	247		
12,100	12,200	735	640	540	445	350	250	155	55	2,870	254		
12,200	12,300	745	645	550	455	355	260	160	65	2,910	261		
12,300	12,400	755	655	560	460	365	265	170	70	2,960	268		
12,400	12,500	760	665	565	470	370	275	175	80	3,000	275		
12,500	12,600	770	670	575	475	380	280	185	90	3,050	282		
12,600	12,700	775	680	580	485	390	290	195	95	3,090	290		
12,700	12,800	785	685	590	495	395	300	200	105	3,140	298		
12,800	12,900	795	695	600	500	405	305	210	110	3,180	306		
12,900	13,000	800	705	605	510	410	315	215	120	3,220	314		
13,000	13,100	810	710	615	515	420	320	225	130	3,270	322		
13,100	13,200	815	720	620	525	430	330	235	135	3,310	330		
13,200	13,300	825	725	630	535	435	340	240	145	3,360	338		
13,300	13,400	835	735	640	540	445	345	250	150	3,400	346		
13,400	13,500	850	745	645	550	450	355	255	160	3,450	354		
13,500	13,600	865	750	655	555	460	360	265	170	3,490	362		
13,600	13,700	880	760	660	565	470	370	275	175	3,530	370		
13,700	13,800	895	765	670	575	475	380	280	185	3,580	378		
13,800	13,900	910	775	680	580	485	385	290	190	3,620	386		
13,900	14,000	930	785	685	590	490	395	295	200	3,670	394		
14,000	14,100	945	790	695	595	500	400	305	210	3,720	402		
14,100	14,200	960	800	700	605	510	410	315	215	3,790	410		
14,200	14,300	975	805	710	615	515	420	320	225	3,850	418		
14,300	14,400	990	815	720	620	525	425	330	230	3,920	426		
14,400	14,500	1,010	825	725	630	530	435	335	240	3,990	434		
14,500	14,600	1,025	830	735	635	540	440	345	250	4,060	442		
14,600	14,700	1,040	845	740	645	550	450	355	255	4,130	450		
14,700	14,800	1,055	860	750	655	555	460	360	265	4,190	458		
14,800	14,900	1,070	875	760	660	565	465	370	270	4,260	466		
14,900	15,000	1,090	895	765	670	570	475	375	280	4,330	474		
15,000	15,100	1,105	910	775	675	580	480	385	290	4,400	482		
15,100	15,200	1,120	925	780	685	590	490	395	295	4,470	490		
15,200	15,300	1,135	940	790	695	595	500	400	305	4,530	498		
15,300	15,400	1,150	955	800	700	605	505	410	310	4,600	506		
15,400	15,500	1,170	975	805	710	610	515	415	320	4,660	514		
15,500	15,600	1,185	990	815	715	620	520	425	330	4,710	522		
15,600	15,700	1,200	1,005	820	725	630	530	435	335	4,770	530		
15,700	15,800	1,215	1,020	830	735	635	540	440	345	4,820	538		
15,800	15,900	1,230	1,035	845	740	645	545	450	350	4,880	546		
15,900	16,000	1,250	1,055	860	750	650	555	455	360	4,930	554		
16,000	16,100	1,265	1,070	875	755	660	560	465	370	4,990	562		
16,100	16,200	1,280	1,085	890	765	670	570	475	375	5,040	570		
16,200	16,300	1,295	1,100	905	775	675	580	480	385	5,090	578		
16,300	16,400	1,310	1,115	925	780	685	585	490	390	5,150	586		
16,400	16,500	1,330	1,135	940	790	690	595	495	400	5,200	594		
16,500	16,600	1,345	1,150	955	795	700	605	410	5,260	602			
16,600	16,700	1,360	1,165	970	805	710	610	515	415	5,310	610		

平成元年十月三十一日

衆議院会議録第六号

所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同議告書

九二

(四)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲									乙	丙		
	扶養親族等の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人					
以上未満	税額									税額	税額		
16,700円	円 1,370	円 1,175	円 980	円 810	円 710	円 615	円 515	円 420	円 5,370	円 618			
16,700円を超 え 23,000円に満た ない金額	16,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち16,700円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額									5,370円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち16,700 円を超える 金額の8% に相当する 金額を加算 した金額	618円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち16,700 円を超える 金額の8% に相当する 金額を加算 した金額		
23,000円	円 2,505	円 2,310	円 2,115	円 1,945	円 1,845	円 1,750	円 1,650	円 1,555		円 1,122			
23,000円を超 え 28,000円に満た ない金額	23,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち23,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額									1,122円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち23,000 円を超える 金額の8% に相当する 金額を加算 した金額			
28,000円	円 3,855	円 3,660	円 3,465	円 3,295	円 3,195	円 3,100	円 3,000	円 2,905					
28,000円を超 え 35,000円に満た ない金額	28,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち28,000円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額												
35,000円	円 5,850	円 5,655	円 5,460	円 5,290	円 5,190	円 5,095	円 4,995	円 4,900	円 3,282				
35,000円を超 え 64,000円に満た ない金額	35,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち35,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額									3,282円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち35,000 円を超える 金額の28% に相当する 金額を加算 した金額			
64,000円	円 16,870	円 16,675	円 16,480	円 16,310	円 16,210	円 16,115	円 16,015	円 15,920	円 11,402				
64,000円を超 える金額	64,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額の うち64,000円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額									11,402円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち64,000 円を超える 金額の38% に相当する 金額を加算 した金額			

平成元年十月三十一日 衆議院会議録第六号

所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(五)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲							乙	丙		
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人				
以上未満	税額							税額	税額		
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに95円を控除した金額							従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合に当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに95円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額				

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに95円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二条ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの1に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに95円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) その給与等が第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

平成元年十月三十一日

衆議院会議録第六号

所得稅法及び租稅特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

等 の 数								乙	
4人		5人		6人		7人以上		前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
除 後 の 給 与 等 の 金 額									
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
175	193	205	223	233	253	261	284		
193	211	223	244	253	277	284	310		
211	275	244	275	277	306	310	343		
275	402	275	424	306	446	343	468		
402	429	424	453	446	476	468	499	199	千円未満
429	460	453	485	476	511	499	538		
460	495	485	525	511	554	538	584		
495	541	525	573	554	603	584	631		
541	613	573	634	603	655	631	676		
613	652	634	674	655	696	676	718	199	301
652	696	674	720	696	743	718	767		
696	746	720	772	743	797	767	822		
746	805	772	832	797	862	822	891		
805	866	832	889	862	912	891	934	301	335
866	926	889	951	912	975	934	999		
926	1,034	951	1,061	975	1,088	999	1,115		
1,034	1,170	1,061	1,201	1,088	1,232	1,115	1,262		
1,170	1,593	1,201	1,617	1,232	1,641	1,262	1,665	335	611
1,593	1,775	1,617	1,801	1,641	1,828	1,665	1,855		
1,775	2,003	1,801	2,033	1,828	2,063	1,855	2,093		
2,003 千円以上		2,033 千円以上		2,063 千円以上		2,093 千円以上		611 千円以上	

金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金

險料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当すると告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、例に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規定

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞 金 乗 き 率 に べ く と の	甲									
	扶 養 親 族									
	0 人		1 人		2 人		3 人			
	前 月 の 社 会 保 険 料 控									
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上
0 %	千円 62 千円未満	千円 84 千円未満	千円 111 千円未満	千円 143 千円未満						
2	62	66	84	90	111	122	143	158		
4	66	71	90	97	122	136	158	175		
6	71	76	97	275	136	275	175	275		
8	76	83	275	332	275	359	275	380		
10	83	331	332	359	359	383	380	406		
12	331	360	359	385	383	410	406	435		
14	360	388	385	415	410	441	435	468		
16	388	488	415	500	441	500	468	508		
18	488	520	500	545	500	569	508	593		
20	520	559	545	586	569	608	593	630		
22	559	602	586	625	608	649	630	673		
24	602	645	625	671	649	696	673	721		
26	645	731	671	731	696	750	721	777		
28	731	781	731	802	750	822	777	843		
30	781	829	802	853	822	878	843	902		
32	829	925	853	953	878	980	902	1,007		
35	925	1,047	953	1,078	980	1,109	1,007	1,139		
38	1,047	1,497	1,078	1,521	1,109	1,545	1,139	1,569		
41	1,497	1,668	1,521	1,695	1,545	1,722	1,569	1,748		
44	1,668	1,883	1,695	1,913	1,722	1,943	1,748	1,973		
47	1,883 千円以上		1,913 千円以上		1,943 千円以上		1,973 千円以上			

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、(四)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等の額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(4) (1)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生

ときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申

した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうち障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数

(5) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(4) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合

与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によ

を含む。)により税額を計算する。

(5) (1)から(4)までの場合において、その居住者の受けける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている

除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

平成元年十月三十一日

衆議院会議録第六号

所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

九六

別表第五 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表(第二十八条、第一百九十条関係)

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 651,000	円未満	円 0	1,772,000 1,776,000 1,780,000 1,784,000 1,788,000	1,776,000 1,780,000 1,784,000 1,788,000 1,792,000	1,075,400 1,078,200 1,081,000 1,083,800 1,086,600	1,972,000 1,976,000 1,980,000 1,984,000 1,988,000	1,976,000 1,980,000 1,984,000 1,988,000 1,992,000	1,215,400 1,218,200 1,221,000 1,223,800 1,226,600
651,000	1,619,000	給与等の金額から650,000円を控除した金額	1,792,000 1,796,000 1,800,000 1,804,000 1,808,000	1,796,000 1,800,000 1,804,000 1,808,000 1,812,000	1,089,400 1,092,200 1,095,000 1,097,800 1,100,600	1,992,000 1,996,000 2,000,000 2,004,000 2,008,000	1,996,000 2,000,000 2,004,000 2,008,000 2,012,000	1,229,400 1,232,200 1,235,000 1,237,800 1,240,600
1,619,000 1,620,000 1,622,000 1,624,000 1,624,000	1,620,000 1,622,000 1,624,000 1,628,000 1,632,000	969,000 970,000 972,000 974,000 976,800	1,812,000 1,816,000 1,820,000 1,824,000 1,828,000	1,816,000 1,820,000 1,824,000 1,828,000 1,832,000	1,103,400 1,106,200 1,109,000 1,111,800 1,114,600	2,012,000 2,016,000 2,020,000 2,024,000 2,028,000	2,016,000 2,020,000 2,024,000 2,028,000 2,032,000	1,243,400 1,246,200 1,249,000 1,251,800 1,254,600
1,632,000 1,636,000 1,640,000 1,644,000 1,648,000	1,636,000 1,640,000 1,644,000 1,648,000 1,652,000	979,200 981,600 984,000 986,400 988,800	1,832,000 1,836,000 1,840,000 1,844,000 1,848,000	1,836,000 1,840,000 1,844,000 1,848,000 1,852,000	1,117,400 1,120,200 1,123,000 1,125,800 1,128,600	2,032,000 2,036,000 2,040,000 2,044,000 2,048,000	2,036,000 2,040,000 2,044,000 2,048,000 2,052,000	1,257,400 1,260,200 1,263,000 1,265,800 1,268,600
1,652,000 1,656,000 1,660,000 1,664,000 1,664,000	1,656,000 1,660,000 1,664,000 1,668,000 1,668,000	991,400 994,200 997,000 999,800 1,002,600	1,852,000 1,856,000 1,860,000 1,864,000 1,868,000	1,856,000 1,860,000 1,864,000 1,868,000 1,872,000	1,131,400 1,134,200 1,137,000 1,139,800 1,142,600	2,052,000 2,056,000 2,060,000 2,064,000 2,068,000	2,056,000 2,060,000 2,064,000 2,068,000 2,072,000	1,271,400 1,274,200 1,277,000 1,279,800 1,282,600
1,672,000 1,676,000 1,680,000 1,684,000 1,688,000	1,676,000 1,680,000 1,684,000 1,688,000 1,692,000	1,005,400 1,008,200 1,011,000 1,013,800 1,016,600	1,872,000 1,876,000 1,880,000 1,884,000 1,888,000	1,876,000 1,880,000 1,884,000 1,888,000 1,892,000	1,145,400 1,148,200 1,151,000 1,153,800 1,156,600	2,072,000 2,076,000 2,080,000 2,084,000 2,088,000	2,076,000 2,080,000 2,084,000 2,088,000 2,092,000	1,285,400 1,288,200 1,291,000 1,293,800 1,296,600
1,692,000 1,696,000 1,700,000 1,704,000 1,708,000	1,696,000 1,700,000 1,704,000 1,708,000 1,712,000	1,019,400 1,022,200 1,025,000 1,027,800 1,030,600	1,892,000 1,896,000 1,900,000 1,904,000 1,908,000	1,896,000 1,900,000 1,904,000 1,908,000 1,912,000	1,159,400 1,162,200 1,165,000 1,167,800 1,170,600	2,092,000 2,096,000 2,100,000 2,104,000 2,108,000	2,096,000 2,100,000 2,104,000 2,108,000 2,112,000	1,299,400 1,302,200 1,305,000 1,307,800 1,310,600
1,712,000 1,716,000 1,720,000 1,724,000 1,728,000	1,716,000 1,720,000 1,724,000 1,728,000 1,732,000	1,033,400 1,036,200 1,039,000 1,041,800 1,044,600	1,912,000 1,916,000 1,920,000 1,924,000 1,928,000	1,916,000 1,920,000 1,924,000 1,928,000 1,932,000	1,173,400 1,176,200 1,179,000 1,181,800 1,184,600	2,112,000 2,116,000 2,120,000 2,124,000 2,128,000	2,116,000 2,120,000 2,124,000 2,128,000 2,132,000	1,313,400 1,316,200 1,319,000 1,321,800 1,324,600
1,732,000 1,736,000 1,740,000 1,744,000 1,748,000	1,736,000 1,740,000 1,744,000 1,748,000 1,752,000	1,047,400 1,050,200 1,053,000 1,055,800 1,058,600	1,932,000 1,936,000 1,940,000 1,944,000 1,948,000	1,936,000 1,940,000 1,944,000 1,948,000 1,952,000	1,187,400 1,190,200 1,193,000 1,195,800 1,198,600	2,132,000 2,136,000 2,140,000 2,144,000 2,148,000	2,136,000 2,140,000 2,144,000 2,148,000 2,152,000	1,327,400 1,330,200 1,333,000 1,335,800 1,338,600
1,752,000 1,756,000 1,760,000 1,764,000 1,768,000	1,756,000 1,760,000 1,764,000 1,768,000 1,772,000	1,061,400 1,064,200 1,067,000 1,069,800 1,072,600	1,952,000 1,956,000 1,960,000 1,964,000 1,968,000	1,956,000 1,960,000 1,964,000 1,968,000 1,972,000	1,201,400 1,204,200 1,207,000 1,209,800 1,212,600	2,152,000 2,156,000 2,160,000 2,164,000 2,168,000	2,156,000 2,160,000 2,164,000 2,168,000 2,172,000	1,341,400 1,344,200 1,347,000 1,349,800 1,352,600

(二)

給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,172,000	2,176,000	1,355,400	2,372,000	2,376,000	1,495,400	2,572,000	2,576,000	1,635,400
2,176,000	2,180,000	1,358,200	2,376,000	2,380,000	1,498,200	2,576,000	2,580,000	1,638,200
2,180,000	2,184,000	1,361,000	2,380,000	2,384,000	1,501,000	2,580,000	2,584,000	1,641,000
2,184,000	2,188,000	1,363,800	2,384,000	2,388,000	1,503,800	2,584,000	2,588,000	1,643,800
2,188,000	2,192,000	1,366,600	2,388,000	2,392,000	1,506,600	2,588,000	2,592,000	1,646,600
2,192,000	2,196,000	1,369,400	2,392,000	2,396,000	1,509,400	2,592,000	2,596,000	1,649,400
2,196,000	2,200,000	1,372,200	2,396,000	2,400,000	1,512,200	2,596,000	2,600,000	1,652,200
2,200,000	2,204,000	1,375,000	2,400,000	2,404,000	1,515,000	2,600,000	2,604,000	1,655,000
2,204,000	2,208,000	1,377,800	2,404,000	2,408,000	1,517,800	2,604,000	2,608,000	1,657,800
2,208,000	2,212,000	1,380,600	2,408,000	2,412,000	1,520,600	2,608,000	2,612,000	1,660,600
2,212,000	2,216,000	1,383,400	2,412,000	2,416,000	1,523,400	2,612,000	2,616,000	1,663,400
2,216,000	2,220,000	1,386,200	2,416,000	2,420,000	1,526,200	2,616,000	2,620,000	1,666,200
2,220,000	2,224,000	1,389,000	2,420,000	2,424,000	1,529,000	2,620,000	2,624,000	1,669,000
2,224,000	2,228,000	1,391,800	2,424,000	2,428,000	1,531,800	2,624,000	2,628,000	1,671,800
2,228,000	2,232,000	1,394,600	2,428,000	2,432,000	1,534,600	2,628,000	2,632,000	1,674,600
2,232,000	2,236,000	1,397,400	2,432,000	2,436,000	1,537,400	2,632,000	2,636,000	1,677,400
2,236,000	2,240,000	1,400,200	2,436,000	2,440,000	1,540,200	2,636,000	2,640,000	1,680,200
2,240,000	2,244,000	1,403,000	2,440,000	2,444,000	1,543,000	2,640,000	2,644,000	1,683,000
2,244,000	2,248,000	1,405,800	2,444,000	2,448,000	1,545,800	2,644,000	2,648,000	1,685,800
2,248,000	2,252,000	1,408,600	2,448,000	2,452,000	1,548,600	2,648,000	2,652,000	1,688,600
2,252,000	2,256,000	1,411,400	2,452,000	2,456,000	1,551,400	2,652,000	2,656,000	1,691,400
2,256,000	2,260,000	1,414,200	2,456,000	2,460,000	1,554,200	2,656,000	2,660,000	1,694,200
2,260,000	2,264,000	1,417,000	2,460,000	2,464,000	1,557,000	2,660,000	2,664,000	1,697,000
2,264,000	2,268,000	1,419,800	2,464,000	2,468,000	1,559,800	2,664,000	2,668,000	1,699,800
2,268,000	2,272,000	1,422,600	2,468,000	2,472,000	1,562,600	2,668,000	2,672,000	1,702,600
2,272,000	2,276,000	1,425,400	2,472,000	2,476,000	1,565,400	2,672,000	2,676,000	1,705,400
2,276,000	2,280,000	1,428,200	2,476,000	2,480,000	1,568,200	2,676,000	2,680,000	1,708,200
2,280,000	2,284,000	1,431,000	2,480,000	2,484,000	1,571,000	2,680,000	2,684,000	1,711,000
2,284,000	2,288,000	1,433,800	2,484,000	2,488,000	1,573,800	2,684,000	2,688,000	1,713,800
2,288,000	2,292,000	1,436,600	2,488,000	2,492,000	1,576,600	2,688,000	2,692,000	1,716,600
2,292,000	2,296,000	1,439,400	2,492,000	2,496,000	1,579,400	2,692,000	2,696,000	1,719,400
2,296,000	2,300,000	1,442,200	2,496,000	2,500,000	1,582,200	2,696,000	2,700,000	1,722,200
2,300,000	2,304,000	1,445,000	2,500,000	2,504,000	1,585,000	2,700,000	2,704,000	1,725,000
2,304,000	2,308,000	1,447,800	2,504,000	2,508,000	1,587,800	2,704,000	2,708,000	1,727,800
2,308,000	2,312,000	1,450,600	2,508,000	2,512,000	1,590,600	2,708,000	2,712,000	1,730,600
2,312,000	2,316,000	1,453,400	2,512,000	2,516,000	1,593,400	2,712,000	2,716,000	1,733,400
2,316,000	2,320,000	1,456,200	2,516,000	2,520,000	1,596,200	2,716,000	2,720,000	1,736,200
2,320,000	2,324,000	1,459,000	2,520,000	2,524,000	1,599,000	2,720,000	2,724,000	1,739,000
2,324,000	2,328,000	1,461,800	2,524,000	2,528,000	1,601,800	2,724,000	2,728,000	1,741,800
2,328,000	2,332,000	1,464,600	2,528,000	2,532,000	1,604,600	2,728,000	2,732,000	1,744,600
2,332,000	2,336,000	1,467,400	2,532,000	2,536,000	1,607,400	2,732,000	2,736,000	1,747,400
2,336,000	2,340,000	1,470,200	2,536,000	2,540,000	1,610,200	2,736,000	2,740,000	1,750,200
2,340,000	2,344,000	1,473,000	2,540,000	2,544,000	1,613,000	2,740,000	2,744,000	1,753,000
2,344,000	2,348,000	1,475,800	2,544,000	2,548,000	1,615,800	2,744,000	2,748,000	1,755,800
2,348,000	2,352,000	1,478,600	2,548,000	2,552,000	1,618,600	2,748,000	2,752,000	1,758,600
2,352,000	2,356,000	1,481,400	2,552,000	2,556,000	1,621,400	2,752,000	2,756,000	1,761,400
2,356,000	2,360,000	1,484,200	2,556,000	2,560,000	1,624,200	2,756,000	2,760,000	1,764,200
2,360,000	2,364,000	1,487,000	2,560,000	2,564,000	1,627,000	2,760,000	2,764,000	1,767,000
2,364,000	2,368,000	1,489,800	2,564,000	2,568,000	1,629,800	2,764,000	2,768,000	1,769,800
2,368,000	2,372,000	1,492,600	2,568,000	2,572,000	1,632,600	2,768,000	2,772,000	1,772,600

(三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 2,772,000	2,776,000	1,775,400	円 2,972,000	2,976,000	円 1,915,400	円 3,172,000	円 3,176,000	円 2,055,400
2,776,000	2,780,000	1,778,200	2,976,000	2,980,000	1,918,200	3,176,000	3,180,000	2,058,200
2,780,000	2,784,000	1,781,000	2,980,000	2,984,000	1,921,000	3,180,000	3,184,000	2,061,000
2,784,000	2,788,000	1,783,800	2,984,000	2,988,000	1,923,800	3,184,000	3,188,000	2,063,800
2,788,000	2,792,000	1,786,600	2,988,000	2,992,000	1,926,600	3,188,000	3,192,000	2,066,600
2,792,000	2,796,000	1,789,400	2,992,000	2,996,000	1,929,400	3,192,000	3,196,000	2,069,400
2,796,000	2,800,000	1,792,200	2,996,000	3,000,000	1,932,200	3,196,000	3,200,000	2,072,200
2,800,000	2,804,000	1,795,000	3,000,000	3,004,000	1,935,000	3,200,000	3,204,000	2,075,000
2,804,000	2,808,000	1,797,800	3,004,000	3,008,000	1,937,800	3,204,000	3,208,000	2,077,800
2,808,000	2,812,000	1,800,600	3,008,000	3,012,000	1,940,600	3,208,000	3,212,000	2,080,600
2,812,000	2,816,000	1,803,400	3,012,000	3,016,000	1,943,400	3,212,000	3,216,000	2,083,400
2,816,000	2,820,000	1,806,200	3,016,000	3,020,000	1,946,200	3,216,000	3,220,000	2,086,200
2,820,000	2,824,000	1,809,000	3,020,000	3,024,000	1,949,000	3,220,000	3,224,000	2,089,000
2,824,000	2,828,000	1,811,800	3,024,000	3,028,000	1,951,800	3,224,000	3,228,000	2,091,800
2,828,000	2,832,000	1,814,600	3,028,000	3,032,000	1,954,600	3,228,000	3,232,000	2,094,600
2,832,000	2,836,000	1,817,400	3,032,000	3,036,000	1,957,400	3,232,000	3,236,000	2,097,400
2,836,000	2,840,000	1,820,200	3,036,000	3,040,000	1,960,200	3,236,000	3,240,000	2,100,200
2,840,000	2,844,000	1,823,000	3,040,000	3,044,000	1,963,000	3,240,000	3,244,000	2,103,000
2,844,000	2,848,000	1,825,800	3,044,000	3,048,000	1,965,800	3,244,000	3,248,000	2,105,800
2,848,000	2,852,000	1,828,600	3,048,000	3,052,000	1,968,600	3,248,000	3,252,000	2,108,600
2,852,000	2,856,000	1,831,400	3,052,000	3,056,000	1,971,400	3,252,000	3,256,000	2,111,400
2,856,000	2,860,000	1,834,200	3,056,000	3,060,000	1,974,200	3,256,000	3,260,000	2,114,200
2,860,000	2,864,000	1,837,000	3,060,000	3,064,000	1,977,000	3,260,000	3,264,000	2,117,000
2,864,000	2,868,000	1,839,800	3,064,000	3,068,000	1,979,800	3,264,000	3,268,000	2,119,800
2,868,000	2,872,000	1,842,600	3,068,000	3,072,000	1,982,600	3,268,000	3,272,000	2,122,600
2,872,000	2,876,000	1,845,400	3,072,000	3,076,000	1,985,400	3,272,000	3,276,000	2,125,400
2,876,000	2,880,000	1,848,200	3,076,000	3,080,000	1,988,200	3,276,000	3,280,000	2,128,200
2,880,000	2,884,000	1,851,000	3,080,000	3,084,000	1,991,000	3,280,000	3,284,000	2,131,000
2,884,000	2,888,000	1,853,800	3,084,000	3,088,000	1,993,800	3,284,000	3,288,000	2,133,800
2,888,000	2,892,000	1,856,600	3,088,000	3,092,000	1,996,600	3,288,000	3,292,000	2,136,600
2,892,000	2,896,000	1,859,400	3,092,000	3,096,000	1,999,400	3,292,000	3,296,000	2,139,400
2,896,000	2,900,000	1,862,200	3,096,000	3,100,000	2,002,200	3,296,000	3,300,000	2,142,200
2,900,000	2,904,000	1,865,000	3,100,000	3,104,000	2,005,000	3,300,000	3,304,000	2,145,000
2,904,000	2,908,000	1,867,800	3,104,000	3,108,000	2,007,800	3,304,000	3,308,000	2,148,200
2,908,000	2,912,000	1,870,600	3,108,000	3,112,000	2,010,600	3,308,000	3,312,000	2,151,400
2,912,000	2,916,000	1,873,400	3,112,000	3,116,000	2,013,400	3,312,000	3,316,000	2,154,600
2,916,000	2,920,000	1,876,200	3,116,000	3,120,000	2,016,200	3,316,000	3,320,000	2,157,800
2,920,000	2,924,000	1,879,000	3,120,000	3,124,000	2,019,000	3,320,000	3,324,000	2,161,000
2,924,000	2,928,000	1,881,800	3,124,000	3,128,000	2,021,800	3,324,000	3,328,000	2,164,200
2,928,000	2,932,000	1,884,600	3,128,000	3,132,000	2,024,600	3,328,000	3,332,000	2,167,400
2,932,000	2,936,000	1,887,400	3,132,000	3,136,000	2,027,400	3,332,000	3,336,000	2,170,600
2,936,000	2,940,000	1,890,200	3,136,000	3,140,000	2,030,200	3,336,000	3,340,000	2,173,800
2,940,000	2,944,000	1,893,000	3,140,000	3,144,000	2,033,000	3,340,000	3,344,000	2,177,000
2,944,000	2,948,000	1,895,800	3,144,000	3,148,000	2,035,800	3,344,000	3,348,000	2,180,200
2,948,000	2,952,000	1,898,600	3,148,000	3,152,000	2,038,600	3,348,000	3,352,000	2,183,400
2,952,000	2,956,000	1,901,400	3,152,000	3,156,000	2,041,400	3,352,000	3,356,000	2,186,600
2,956,000	2,960,000	1,904,200	3,156,000	3,160,000	2,044,200	3,356,000	3,360,000	2,189,800
2,960,000	2,964,000	1,907,000	3,160,000	3,164,000	2,047,000	3,360,000	3,364,000	2,193,000
2,964,000	2,968,000	1,909,800	3,164,000	3,168,000	2,049,800	3,364,000	3,368,000	2,196,200
2,968,000	2,972,000	1,912,600	3,168,000	3,172,000	2,052,600	3,368,000	3,372,000	2,199,400

(四)

給与等の金額		給与所得控除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与 等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
3,372,000	3,376,000	2,202,600	3,572,000	3,576,000	2,362,600	3,772,000	3,776,000	2,522,600
3,376,000	3,380,000	2,205,800	3,576,000	3,580,000	2,365,800	3,776,000	3,780,000	2,525,800
3,380,000	3,384,000	2,209,000	3,580,000	3,584,000	2,369,000	3,780,000	3,784,000	2,529,000
3,384,000	3,388,000	2,212,200	3,584,000	3,588,000	2,372,200	3,784,000	3,788,000	2,532,200
3,388,000	3,392,000	2,215,400	3,588,000	3,592,000	2,375,400	3,788,000	3,792,000	2,535,400
3,392,000	3,396,000	2,218,600	3,592,000	3,596,000	2,378,600	3,792,000	3,796,000	2,538,600
3,396,000	3,400,000	2,221,800	3,596,000	3,600,000	2,381,800	3,796,000	3,800,000	2,541,800
3,400,000	3,404,000	2,225,000	3,600,000	3,604,000	2,385,000	3,800,000	3,804,000	2,545,000
3,404,000	3,408,000	2,228,200	3,604,000	3,608,000	2,388,200	3,804,000	3,808,000	2,548,200
3,408,000	3,412,000	2,231,400	3,608,000	3,612,000	2,391,400	3,808,000	3,812,000	2,551,400
3,412,000	3,416,000	2,234,600	3,612,000	3,616,000	2,394,600	3,812,000	3,816,000	2,554,600
3,416,000	3,420,000	2,237,800	3,616,000	3,620,000	2,397,800	3,816,000	3,820,000	2,557,800
3,420,000	3,424,000	2,241,000	3,620,000	3,624,000	2,401,000	3,820,000	3,824,000	2,561,000
3,424,000	3,428,000	2,244,200	3,624,000	3,628,000	2,404,200	3,824,000	3,828,000	2,564,200
3,428,000	3,432,000	2,247,400	3,628,000	3,632,000	2,407,400	3,828,000	3,832,000	2,567,400
3,432,000	3,436,000	2,250,600	3,632,000	3,636,000	2,410,600	3,832,000	3,836,000	2,570,600
3,436,000	3,440,000	2,253,800	3,636,000	3,640,000	2,413,800	3,836,000	3,840,000	2,573,800
3,440,000	3,444,000	2,257,000	3,640,000	3,644,000	2,417,000	3,840,000	3,844,000	2,577,000
3,444,000	3,448,000	2,260,200	3,644,000	3,648,000	2,420,200	3,844,000	3,848,000	2,580,200
3,448,000	3,452,000	2,263,400	3,648,000	3,652,000	2,423,400	3,848,000	3,852,000	2,583,400
3,452,000	3,456,000	2,266,600	3,652,000	3,656,000	2,426,600	3,852,000	3,856,000	2,586,600
3,456,000	3,460,000	2,269,800	3,656,000	3,660,000	2,429,800	3,856,000	3,860,000	2,589,800
3,460,000	3,464,000	2,273,000	3,660,000	3,664,000	2,433,000	3,860,000	3,864,000	2,593,000
3,464,000	3,468,000	2,276,200	3,664,000	3,668,000	2,436,200	3,864,000	3,868,000	2,596,200
3,468,000	3,472,000	2,279,400	3,668,000	3,672,000	2,439,400	3,868,000	3,872,000	2,599,400
3,472,000	3,476,000	2,282,600	3,672,000	3,676,000	2,442,600	3,872,000	3,876,000	2,602,600
3,476,000	3,480,000	2,285,800	3,676,000	3,680,000	2,445,800	3,876,000	3,880,000	2,605,800
3,480,000	3,484,000	2,289,000	3,680,000	3,684,000	2,449,000	3,880,000	3,884,000	2,609,000
3,484,000	3,488,000	2,292,200	3,684,000	3,688,000	2,452,200	3,884,000	3,888,000	2,612,200
3,488,000	3,492,000	2,295,400	3,688,000	3,692,000	2,455,400	3,888,000	3,892,000	2,615,400
3,492,000	3,496,000	2,298,600	3,692,000	3,696,000	2,458,600	3,892,000	3,896,000	2,618,600
3,496,000	3,500,000	2,301,800	3,696,000	3,700,000	2,461,800	3,896,000	3,900,000	2,621,800
3,500,000	3,504,000	2,305,000	3,700,000	3,704,000	2,465,000	3,900,000	3,904,000	2,625,000
3,504,000	3,508,000	2,308,200	3,704,000	3,708,000	2,468,200	3,904,000	3,908,000	2,628,200
3,508,000	3,512,000	2,311,400	3,708,000	3,712,000	2,471,400	3,908,000	3,912,000	2,631,400
3,512,000	3,516,000	2,314,600	3,712,000	3,716,000	2,474,600	3,912,000	3,916,000	2,634,600
3,516,000	3,520,000	2,317,800	3,716,000	3,720,000	2,477,800	3,916,000	3,920,000	2,637,800
3,520,000	3,524,000	2,321,000	3,720,000	3,724,000	2,481,000	3,920,000	3,924,000	2,641,000
3,524,000	3,528,000	2,324,200	3,724,000	3,728,000	2,484,200	3,924,000	3,928,000	2,644,200
3,528,000	3,532,000	2,327,400	3,728,000	3,732,000	2,487,400	3,928,000	3,932,000	2,647,400
3,532,000	3,536,000	2,330,600	3,732,000	3,736,000	2,490,600	3,932,000	3,936,000	2,650,600
3,536,000	3,540,000	2,333,800	3,736,000	3,740,000	2,493,800	3,936,000	3,940,000	2,653,800
3,540,000	3,544,000	2,337,000	3,740,000	3,744,000	2,497,000	3,940,000	3,944,000	2,657,000
3,544,000	3,548,000	2,340,200	3,744,000	3,748,000	2,500,200	3,944,000	3,948,000	2,660,200
3,548,000	3,552,000	2,343,400	3,748,000	3,752,000	2,503,400	3,948,000	3,952,000	2,663,400
3,552,000	3,556,000	2,346,600	3,752,000	3,756,000	2,506,600	3,952,000	3,956,000	2,666,600
3,556,000	3,560,000	2,349,800	3,756,000	3,760,000	2,509,800	3,956,000	3,960,000	2,669,800
3,560,000	3,564,000	2,353,000	3,760,000	3,764,000	2,513,000	3,960,000	3,964,000	2,673,000
3,564,000	3,568,000	2,356,200	3,764,000	3,768,000	2,516,200	3,964,000	3,968,000	2,676,200
3,568,000	3,572,000	2,359,400	3,768,000	3,772,000	2,519,400	3,968,000	3,972,000	2,679,400

平成元年十月三十一日 衆議院会議録第六号

所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(五)

給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
3,972,000	3,976,000	2,682,600	4,172,000	4,176,000	2,842,600	4,372,000	4,376,000	3,002,600
3,976,000	3,980,000	2,685,800	4,176,000	4,180,000	2,845,800	4,376,000	4,380,000	3,005,800
3,980,000	3,984,000	2,689,000	4,180,000	4,184,000	2,849,000	4,380,000	4,384,000	3,009,000
3,984,000	3,988,000	2,692,200	4,184,000	4,188,000	2,852,200	4,384,000	4,388,000	3,012,200
3,988,000	3,992,000	2,695,400	4,188,000	4,192,000	2,855,400	4,388,000	4,392,000	3,015,400
3,992,000	3,996,000	2,698,600	4,192,000	4,196,000	2,858,600	4,392,000	4,396,000	3,018,600
3,996,000	4,000,000	2,701,800	4,196,000	4,200,000	2,861,800	4,396,000	4,400,000	3,021,800
4,000,000	4,004,000	2,705,000	4,200,000	4,204,000	2,865,000	4,400,000	4,404,000	3,025,000
4,004,000	4,008,000	2,708,200	4,204,000	4,208,000	2,868,200	4,404,000	4,408,000	3,028,200
4,008,000	4,012,000	2,711,400	4,208,000	4,212,000	2,871,400	4,408,000	4,412,000	3,031,400
4,012,000	4,016,000	2,714,600	4,212,000	4,216,000	2,874,600	4,412,000	4,416,000	3,034,600
4,016,000	4,020,000	2,717,800	4,216,000	4,220,000	2,877,800	4,416,000	4,420,000	3,037,800
4,020,000	4,024,000	2,721,000	4,220,000	4,224,000	2,881,000	4,420,000	4,424,000	3,041,000
4,024,000	4,028,000	2,724,200	4,224,000	4,228,000	2,884,200	4,424,000	4,428,000	3,044,200
4,028,000	4,032,000	2,727,400	4,228,000	4,232,000	2,887,400	4,428,000	4,432,000	3,047,400
4,032,000	4,036,000	2,730,600	4,232,000	4,236,000	2,890,600	4,432,000	4,436,000	3,050,600
4,036,000	4,040,000	2,733,800	4,236,000	4,240,000	2,893,800	4,436,000	4,440,000	3,053,800
4,040,000	4,044,000	2,737,000	4,240,000	4,244,000	2,897,000	4,440,000	4,444,000	3,057,000
4,044,000	4,048,000	2,740,200	4,244,000	4,248,000	2,900,200	4,444,000	4,448,000	3,060,200
4,048,000	4,052,000	2,743,400	4,248,000	4,252,000	2,903,400	4,448,000	4,452,000	3,063,400
4,052,000	4,056,000	2,746,600	4,252,000	4,256,000	2,906,600	4,452,000	4,456,000	3,066,600
4,056,000	4,060,000	2,749,800	4,256,000	4,260,000	2,909,800	4,456,000	4,460,000	3,069,800
4,060,000	4,064,000	2,753,000	4,260,000	4,264,000	2,913,000	4,460,000	4,464,000	3,073,000
4,064,000	4,068,000	2,756,200	4,264,000	4,268,000	2,916,200	4,464,000	4,468,000	3,076,200
4,068,000	4,072,000	2,759,400	4,268,000	4,272,000	2,919,400	4,468,000	4,472,000	3,079,400
4,072,000	4,076,000	2,762,600	4,272,000	4,276,000	2,922,600	4,472,000	4,476,000	3,082,600
4,076,000	4,080,000	2,765,800	4,276,000	4,280,000	2,925,800	4,476,000	4,480,000	3,085,800
4,080,000	4,084,000	2,769,000	4,280,000	4,284,000	2,929,000	4,480,000	4,484,000	3,089,000
4,084,000	4,088,000	2,772,200	4,284,000	4,288,000	2,932,200	4,484,000	4,488,000	3,092,200
4,088,000	4,092,000	2,775,400	4,288,000	4,292,000	2,935,400	4,488,000	4,492,000	3,095,400
4,092,000	4,096,000	2,778,600	4,292,000	4,296,000	2,938,600	4,492,000	4,496,000	3,098,600
4,096,000	4,100,000	2,781,800	4,296,000	4,300,000	2,941,800	4,496,000	4,500,000	3,101,800
4,100,000	4,104,000	2,785,000	4,300,000	4,304,000	2,945,000	4,500,000	4,504,000	3,105,000
4,104,000	4,108,000	2,788,200	4,304,000	4,308,000	2,948,200	4,504,000	4,508,000	3,108,200
4,108,000	4,112,000	2,791,400	4,308,000	4,312,000	2,951,400	4,508,000	4,512,000	3,111,400
4,112,000	4,116,000	2,794,600	4,312,000	4,316,000	2,954,600	4,512,000	4,516,000	3,114,600
4,116,000	4,120,000	2,797,800	4,316,000	4,320,000	2,957,800	4,516,000	4,520,000	3,117,800
4,120,000	4,124,000	2,801,000	4,320,000	4,324,000	2,961,000	4,520,000	4,524,000	3,121,000
4,124,000	4,128,000	2,804,200	4,324,000	4,328,000	2,964,200	4,524,000	4,528,000	3,124,200
4,128,000	4,132,000	2,807,400	4,328,000	4,332,000	2,967,400	4,528,000	4,532,000	3,127,400
4,132,000	4,136,000	2,810,600	4,332,000	4,336,000	2,970,600	4,532,000	4,536,000	3,130,600
4,136,000	4,140,000	2,813,800	4,336,000	4,340,000	2,973,800	4,536,000	4,540,000	3,133,800
4,140,000	4,144,000	2,817,000	4,340,000	4,344,000	2,977,000	4,540,000	4,544,000	3,137,000
4,144,000	4,148,000	2,820,200	4,344,000	4,348,000	2,980,200	4,544,000	4,548,000	3,140,200
4,148,000	4,152,000	2,823,400	4,348,000	4,352,000	2,983,400	4,548,000	4,552,000	3,143,400
4,152,000	4,156,000	2,826,600	4,352,000	4,356,000	2,986,600	4,552,000	4,556,000	3,146,600
4,156,000	4,160,000	2,829,800	4,356,000	4,360,000	2,989,800	4,556,000	4,560,000	3,149,800
4,160,000	4,164,000	2,833,000	4,360,000	4,364,000	2,993,000	4,560,000	4,564,000	3,153,000
4,164,000	4,168,000	2,836,200	4,364,000	4,368,000	2,996,200	4,564,000	4,568,000	3,156,200
4,168,000	4,172,000	2,839,400	4,368,000	4,372,000	2,999,400	4,568,000	4,572,000	3,159,400

一〇〇

(六)

給与等の金額		給与所得控除後の給与		給与等の金額		給与所得控除後の給与		給与等の金額		給与所得控除後の給与	
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,572,000	4,576,000	3,162,600	4,772,000	4,776,000	3,322,600	4,972,000	4,976,000	3,482,600	4,576,000	4,580,000	3,165,800
4,576,000	4,580,000	3,165,800	4,776,000	4,780,000	3,325,800	4,976,000	4,980,000	3,485,800	4,580,000	4,584,000	3,169,000
4,580,000	4,584,000	3,169,000	4,780,000	4,784,000	3,329,000	4,980,000	4,984,000	3,489,000	4,584,000	4,588,000	3,172,200
4,584,000	4,588,000	3,172,200	4,784,000	4,788,000	3,332,200	4,984,000	4,988,000	3,492,200	4,588,000	4,592,000	3,175,400
4,592,000	4,596,000	3,178,600	4,792,000	4,796,000	3,338,600	4,992,000	4,996,000	3,498,600	4,596,000	4,600,000	3,181,800
4,596,000	4,600,000	3,181,800	4,796,000	4,800,000	3,341,800	4,996,000	5,000,000	3,501,800	4,600,000	4,604,000	3,185,000
4,604,000	4,608,000	3,188,200	4,804,000	4,808,000	3,348,200	5,004,000	5,008,000	3,508,200	4,608,000	4,612,000	3,191,400
4,612,000	4,616,000	3,194,600	4,812,000	4,816,000	3,354,600	5,012,000	5,016,000	3,514,600	4,616,000	4,620,000	3,197,800
4,620,000	4,624,000	3,201,000	4,820,000	4,824,000	3,361,000	5,020,000	5,024,000	3,521,000	4,624,000	4,628,000	3,204,200
4,628,000	4,632,000	3,207,400	4,828,000	4,832,000	3,367,400	5,028,000	5,032,000	3,527,400	4,632,000	4,636,000	3,210,600
4,636,000	4,640,000	3,213,800	4,836,000	4,840,000	3,373,800	5,036,000	5,040,000	3,533,800	4,640,000	4,644,000	3,217,000
4,644,000	4,648,000	3,220,200	4,844,000	4,848,000	3,380,200	5,044,000	5,048,000	3,540,200	4,648,000	4,652,000	3,223,400
4,652,000	4,656,000	3,226,600	4,852,000	4,856,000	3,386,600	5,052,000	5,056,000	3,546,600	4,656,000	4,660,000	3,229,800
4,660,000	4,664,000	3,233,000	4,860,000	4,864,000	3,393,000	5,060,000	5,064,000	3,553,000	4,664,000	4,668,000	3,236,200
4,668,000	4,672,000	3,239,400	4,868,000	4,872,000	3,399,400	5,068,000	5,072,000	3,559,400	4,672,000	4,676,000	3,242,600
4,676,000	4,680,000	3,245,800	4,876,000	4,880,000	3,405,800	5,076,000	5,080,000	3,565,800	4,680,000	4,684,000	3,249,000
4,684,000	4,688,000	3,252,200	4,884,000	4,888,000	3,412,200	5,084,000	5,088,000	3,572,200	4,688,000	4,692,000	3,255,400
4,692,000	4,696,000	3,258,600	4,892,000	4,896,000	3,418,600	5,092,000	5,096,000	3,578,600	4,696,000	4,700,000	3,261,800
4,700,000	4,704,000	3,265,000	4,900,000	4,904,000	3,425,000	5,100,000	5,104,000	3,581,800	4,704,000	4,708,000	3,268,200
4,708,000	4,712,000	3,271,400	4,908,000	4,912,000	3,431,400	5,104,000	5,108,000	3,585,000	4,712,000	4,716,000	3,274,600
4,716,000	4,720,000	3,277,800	4,916,000	4,920,000	3,437,800	5,116,000	5,120,000	3,597,800	4,720,000	4,724,000	3,281,000
4,724,000	4,728,000	3,284,200	4,924,000	4,928,000	3,441,000	5,120,000	5,124,000	3,601,000	4,728,000	4,732,000	3,287,400
4,732,000	4,736,000	3,290,600	4,932,000	4,936,000	3,450,600	5,112,000	5,116,000	3,594,600	4,736,000	4,740,000	3,293,800
4,736,000	4,740,000	3,293,800	4,936,000	4,940,000	3,453,800	5,132,000	5,136,000	3,610,600	4,740,000	4,744,000	3,297,000
4,744,000	4,748,000	3,300,200	4,944,000	4,948,000	3,457,000	5,136,000	5,140,000	3,613,800	4,748,000	4,752,000	3,303,400
4,752,000	4,756,000	3,306,600	4,952,000	4,956,000	3,466,600	5,152,000	5,156,000	3,626,600	4,756,000	4,760,000	3,309,800
4,760,000	4,764,000	3,313,000	4,960,000	4,964,000	3,469,800	5,156,000	5,160,000	3,629,800	4,764,000	4,768,000	3,316,200
4,768,000	4,772,000	3,319,400	4,968,000	4,972,000	3,479,400	5,164,000	5,168,000	3,633,000	4,772,000	4,776,000	3,319,400

平成元年十月三十一日 衆議院会議録第六号

所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(七)

給与等の金額 以 上 未 満		給与所得控除後の給与 等の金額	給与等の金額 以 上 未 満		給与所得控除後の給与 等の金額	給与等の金額 以 上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円
5,172,000	5,176,000	3,642,600	5,372,000	5,376,000	3,802,600	5,572,000	5,576,000
5,176,000	5,180,000	3,645,800	5,376,000	5,380,000	3,805,800	5,576,000	5,580,000
5,180,000	5,184,000	3,649,000	5,380,000	5,384,000	3,809,000	5,580,000	5,584,000
5,184,000	5,188,000	3,652,200	5,384,000	5,388,000	3,812,200	5,584,000	5,588,000
5,188,000	5,192,000	3,655,400	5,388,000	5,392,000	3,815,400	5,588,000	5,592,000
5,192,000	5,196,000	3,658,600	5,392,000	5,396,000	3,818,600	5,592,000	5,596,000
5,196,000	5,200,000	3,661,800	5,396,000	5,400,000	3,821,800	5,596,000	5,600,000
5,200,000	5,204,000	3,665,000	5,400,000	5,404,000	3,825,000	5,600,000	5,604,000
5,204,000	5,208,000	3,668,200	5,404,000	5,408,000	3,828,200	5,604,000	5,608,000
5,208,000	5,212,000	3,671,400	5,408,000	5,412,000	3,831,400	5,608,000	5,612,000
5,212,000	5,216,000	3,674,600	5,412,000	5,416,000	3,834,600	5,612,000	5,616,000
5,216,000	5,220,000	3,677,800	5,416,000	5,420,000	3,837,800	5,616,000	5,620,000
5,220,000	5,224,000	3,681,000	5,420,000	5,424,000	3,841,000	5,620,000	5,624,000
5,224,000	5,228,000	3,684,200	5,424,000	5,428,000	3,844,200	5,624,000	5,628,000
5,228,000	5,232,000	3,687,400	5,428,000	5,432,000	3,847,400	5,628,000	5,632,000
5,232,000	5,236,000	3,690,600	5,432,000	5,436,000	3,850,600	5,632,000	5,636,000
5,236,000	5,240,000	3,693,800	5,436,000	5,440,000	3,853,800	5,636,000	5,640,000
5,240,000	5,244,000	3,697,000	5,440,000	5,444,000	3,857,000	5,640,000	5,644,000
5,244,000	5,248,000	3,700,200	5,444,000	5,448,000	3,860,200	5,644,000	5,648,000
5,248,000	5,252,000	3,703,400	5,448,000	5,452,000	3,863,400	5,648,000	5,652,000
5,252,000	5,256,000	3,706,600	5,452,000	5,456,000	3,866,600	5,652,000	5,656,000
5,256,000	5,260,000	3,709,800	5,456,000	5,460,000	3,869,800	5,656,000	5,660,000
5,260,000	5,264,000	3,713,000	5,460,000	5,464,000	3,873,000	5,660,000	5,664,000
5,264,000	5,268,000	3,716,200	5,464,000	5,468,000	3,876,200	5,664,000	5,668,000
5,268,000	5,272,000	3,719,400	5,468,000	5,472,000	3,879,400	5,668,000	5,672,000
5,272,000	5,276,000	3,722,600	5,472,000	5,476,000	3,882,600	5,672,000	5,676,000
5,276,000	5,280,000	3,725,800	5,476,000	5,480,000	3,885,800	5,676,000	5,680,000
5,280,000	5,284,000	3,729,000	5,480,000	5,484,000	3,889,000	5,680,000	5,684,000
5,284,000	5,288,000	3,732,200	5,484,000	5,488,000	3,892,200	5,684,000	5,688,000
5,288,000	5,292,000	3,735,400	5,488,000	5,492,000	3,895,400	5,688,000	5,692,000
5,292,000	5,296,000	3,738,600	5,492,000	5,496,000	3,898,600	5,692,000	5,696,000
5,296,000	5,300,000	3,741,800	5,496,000	5,500,000	3,901,800	5,696,000	5,700,000
5,300,000	5,304,000	3,745,000	5,500,000	5,504,000	3,905,000	5,700,000	5,704,000
5,304,000	5,308,000	3,748,200	5,504,000	5,508,000	3,908,200	5,704,000	5,708,000
5,308,000	5,312,000	3,751,400	5,508,000	5,512,000	3,911,400	5,708,000	5,712,000
5,312,000	5,316,000	3,754,600	5,512,000	5,516,000	3,914,600	5,712,000	5,716,000
5,316,000	5,320,000	3,757,800	5,516,000	5,520,000	3,917,800	5,716,000	5,720,000
5,320,000	5,324,000	3,761,000	5,520,000	5,524,000	3,921,000	5,720,000	5,724,000
5,324,000	5,328,000	3,764,200	5,524,000	5,528,000	3,924,200	5,724,000	5,728,000
5,328,000	5,332,000	3,767,400	5,528,000	5,532,000	3,927,400	5,728,000	5,732,000
5,332,000	5,336,000	3,770,600	5,532,000	5,536,000	3,930,600	5,732,000	5,736,000
5,336,000	5,340,000	3,773,800	5,536,000	5,540,000	3,933,800	5,736,000	5,740,000
5,340,000	5,344,000	3,777,000	5,540,000	5,544,000	3,937,000	5,740,000	5,744,000
5,344,000	5,348,000	3,780,200	5,544,000	5,548,000	3,940,200	5,744,000	5,748,000
5,348,000	5,352,000	3,783,400	5,548,000	5,552,000	3,943,400	5,748,000	5,752,000
5,352,000	5,356,000	3,786,600	5,552,000	5,556,000	3,946,600	5,752,000	5,756,000
5,356,000	5,360,000	3,789,800	5,556,000	5,560,000	3,949,800	5,756,000	5,760,000
5,360,000	5,364,000	3,793,000	5,560,000	5,564,000	3,953,000	5,760,000	5,764,000
5,364,000	5,368,000	3,796,200	5,564,000	5,568,000	3,956,200	5,764,000	5,768,000
5,368,000	5,372,000	3,799,400	5,568,000	5,572,000	3,959,400	5,768,000	5,772,000

平成元年十月三十一日
衆議院会議録第六号
所得稅法及び租稅特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(八)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,772,000	5,776,000	4,122,600	5,872,000	5,876,000	4,202,600	5,972,000	5,976,000	4,282,600
5,776,000	5,780,000	4,125,800	5,876,000	5,880,000	4,205,800	5,976,000	5,980,000	4,285,800
5,780,000	5,784,000	4,129,000	5,880,000	5,884,000	4,209,000	5,980,000	5,984,000	4,289,000
5,784,000	5,788,000	4,132,200	5,884,000	5,888,000	4,212,200	5,984,000	5,988,000	4,292,200
5,788,000	5,792,000	4,135,400	5,888,000	5,892,000	4,215,400	5,988,000	5,992,000	4,295,400
5,792,000	5,796,000	4,138,600	5,892,000	5,896,000	4,218,600	5,992,000	5,996,000	4,298,600
5,796,000	5,800,000	4,141,800	5,896,000	5,900,000	4,221,800	5,996,000	6,000,000	4,301,800
5,800,000	5,804,000	4,145,000	5,900,000	5,904,000	4,225,000			
5,804,000	5,808,000	4,148,200	5,904,000	5,908,000	4,228,200			
5,808,000	5,812,000	4,151,400	5,908,000	5,912,000	4,231,400			
5,812,000	5,816,000	4,154,600	5,912,000	5,916,000	4,234,600	6,000,000	10,000,000	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,095,000円を控除した金額
5,816,000	5,820,000	4,157,800	5,916,000	5,920,000	4,237,800			
5,820,000	5,824,000	4,161,000	5,920,000	5,924,000	4,241,000			
5,824,000	5,828,000	4,164,200	5,924,000	5,928,000	4,244,200			
5,828,000	5,832,000	4,167,400	5,928,000	5,932,000	4,247,400			
5,832,000	5,836,000	4,170,600	5,932,000	5,936,000	4,250,600	10,000,000	15,000,000	給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から1,595,000円を控除した金額
5,836,000	5,840,000	4,173,800	5,936,000	5,940,000	4,253,800			
5,840,000	5,844,000	4,177,000	5,940,000	5,944,000	4,257,000			
5,844,000	5,848,000	4,180,200	5,944,000	5,948,000	4,260,200			
5,848,000	5,852,000	4,183,400	5,948,000	5,952,000	4,263,400			
5,852,000	5,856,000	4,186,600	5,952,000	5,956,000	4,266,600	15,000,000	15,000,000	12,655,000円
5,856,000	5,860,000	4,189,800	5,956,000	5,960,000	4,269,800			
5,860,000	5,864,000	4,193,000	5,960,000	5,964,000	4,273,000			
5,864,000	5,868,000	4,196,200	5,964,000	5,968,000	4,276,200			
5,868,000	5,872,000	4,199,400	5,968,000	5,972,000	4,279,400			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,000,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

(租税特別措置法の一部改正)

第二条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第一十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「五十七万円」を「六十五万円」に改める。

第二十九条の規定及び新所得税法

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置の原則)

第二条 次条に定めるものを除き、第一条の規定による改正後の新所得税法(以下「新所得税法」という。)の規定及び第二条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)の規定は、平成元年分(昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下同じ。)以後の所得税について適用し、その最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

第三条 施行日前に死亡した者等に係る更正の請求(施行日前に死亡した者等に係る更正の請求)

第四条 施行日前に平成元年分の所得税につき第一条の規定による改正前の所得税法(以下「旧所得税法」という。)第百二十五条又は第百二十七条(これらの規定を旧所得税法第百六十六条において適用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び施行日前に平成元年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第五条 新所得税法第四編第二章第一節の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、平成二年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等(以下この

定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

第二条 前記1に併せて、家内労働者等(いわゆる内職所得者)の必要経費の最低保障額を六十五万円(現行五七万円)に引き上げる。

第三条 この法律は公布の日から施行することとし、平成元年分の所得税から適用(給与所得者の元年分については年末調整による。)する。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、平成元年分以後の所得税に係る給与所得控除の最低控除額を引き上げる等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、平成元年分以後の所得税に係る給与所得控除の最低保障額を引き上げる等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

二 議案の可決理由

1 主としてパート所得者の税負担軽減の見地から、給与所得控除の最低保障額を六五万円(現行五七万円)に引き上げる。

2 前記1に併せて、家内労働者等(いわゆる内職所得者)の必要経費の最低保障額を六十五万円(現行五七万円)に引き上げる。

3 この法律は公布の日から施行することとし、平成元年分の所得税から適用(給与所得者の元年分については年末調整による。)する。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う減収見込額は、平成元年度において、約五百億円と見込まれている。

右報告する。

平成元年十月三十一日

衆議院議長 田村 元殿
大蔵委員長 中西 啓介

衆議院会議録第五号中正誤

ペシ 段行誤
さ 三七 海岸局等」 「海岸局等」 正

平成元年十月三十一日 衆議院会議録第六号

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物
可日

発行所
大蔵省印刷局
虎ノ門二丁目二番四号 東京都港区
電話
03(587)4302
定価
本号一部
三円を含む